

第2回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

原口政敏君

1. 生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染拡大による生活困窮者が増えている。国の補助金活用も重要であるが、市独自で生活困窮者の子どもたちの給食費を、新型コロナウイルス感染拡大が収束するまでの間、無償化することは出来ないか。

2. 学校教育について

（1）コミュニティ・スクールは、道徳教育としても有意義な制度と考える。教員や保護者、地域の方々からなる学校運営協議会は、年に何回開催し、これまでどのようなことを話し合ってきたか。

（2）中学生の自転車通学について、学校で決められている通学路を通らない生徒がいる。交通事故も懸念されることから、「通学路の遵守」の指導は、どの程度行っているか。

（3）学校遊具について、他県において遊具事故による死者もでているようである。日常的に点検・修繕は行っているか。

3. 大里川の拡幅工事について

過去に大雨で決壊した箇所改修について、拡幅工事の進捗状況はどのようなか。梅雨時期になるが再決壊の恐れはないか。

4. 公金等の取り扱いについて

市が取扱う公金等について、現金の取り扱いをなくして振込に限っての対応とすべきではないか。

江口祥子君

1. 災害時の備蓄状況について

（1）市が所有する備蓄品の状況について伺う。

（2）消費期限を迎える備蓄食品は、どのように対応しているのか。

（3）乳幼児向けや女性向けの備蓄品は充足しているのか。

2. 女性の負担軽減について

（1）生活に困窮する女性に対し、地域女性活躍推進交付金を活用して生理用品を配付できないか。

（2）学校や公共施設のトイレに、生理用品を配備できないか。

（3）学校では、どのような気配りやフォローを行っているのか。

（4）女性の必要な支援が受けられるよう、情報発信に取り組むべきではないか。

福田清宏君

1. 道路維持費等について

（1）令和3年度の道路改良特別事業費が、例年の52%に削減された理由について伺う。

（2）道路改良特別事業の事業内容等について伺う。

（3）令和3年度の土木費等の削減について伺う。

2. 交流センターについて

（1）令和3年第1回定例会の議案説明の中で、「今後は常駐する管理人体制は廃止する。日常の管理等については、まちづくり協議会の嘱託員設置補助金を活用する手法で、統一して管理するという事で、市として方針を立てた」とのことでしたが、その検討・協議の経緯と内容について伺う。

(2) 各地区まちづくり協議会への嘱託員設置補助金60万円の使途内容について伺う。

(3) 交流センターの開館日について伺う。

3. 子ども会の活動について

(1) 各公民館子ども会の活動の現状について伺う。

(2) いちき串木野市子ども会育成連絡協議会と市内の各地区子ども会育成連絡協議会の活動状況について伺う。

(3) 少子化により、各公民館子ども会において、その活動を、活発に行うことができない地区にあっては、地区子ども会の組織立ち上げが必要であると思うが如何か、伺う。

田中和矢君

1. 新聞の各クラスへの設置について

昨今、子ども達の文字・活字離れが進んでいる。新聞を小学校高学年と中学校の全クラスに常備し読むことで社会の事象にも興味を持ち、表現力・思考力・判断力を養う一助となり、効果は大きいと考える。市長の考えと実現の見通しについて伺う。

2. 外灯設置について

LEDの外灯の設置については、現行では、設置費用の3分の2が市の補助、3分の1が公民館の負担となっている。安全確保や防犯の面から最低必要な外灯は全額、市の負担が妥当ではないかと考える。「ふるさと寄附金基金」の活用で実現可能ではないか。

3. 街路樹の剪定について

国の方針で街路樹や低木の植栽を進めて40年が経過し、市内の各地で歩道を狭くし、電線に触れるなど支障が出ている。今後の市の計画や見通しについて伺う。

4. 都心平江線の「新橋」の供用開始について

工事完了から数ヶ月が過ぎているが、未だに通行できない状況である。その理由と供用開始の時期を伺う。

西別府 治君

1. 地球温暖化防止活動と地域創生エネルギービジョンについて

(1) 2019～2030のいちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組状況と目標達成について伺う。

(2) 2018～2027の地域創生エネルギービジョンの再生エネルギー等の中間報告について伺う。

(3) 自治体排出量カルテによる部門・分野別の温室効果ガスの本市の傾向と経年変化について伺う。

2. 脱炭素に向けた地方自治体の取組について

(1) 改正地球温暖化対策推進法に追加された基本理念と自治体の再エネ導入目標について伺う。

(2) 国内のゼロカーボンシティへの参加自治体数とその活動状況について伺う。

(3) 地域脱炭素ロードマップの集中期間（2025年度まで）の本市の政策内容について伺う。

(4) 気候危機や防災・減災に立ち向かうためにも、本市もゼロカーボンシティを目指すための政策について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（6月15日）（火曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	（欠員）
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	平石剛君
副 市	長	中屋謙治君	都 市 建 設 課 長	吉見和幸君
教 育	長	相良一洋君	会 計 課 長	萩内祥子君
総 務 課	長	山崎達治君	まちづくり防災課長	富永孝志君
企 画 政 策 課	長	北山修君	福 祉 課 長	宮口吉次君
財 政 課	長	出水喜三彦君	社 会 教 育 課 長	梅北成文君
市 来 支 所	長	橋口昭彦君	市 民 生 活 課 長	久保さおり君
教 育 総 務 課	長	瀬川大君		

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、原口政敏議員の発言を許します。

〔13番原口政敏君登壇〕

○13番（原口政敏君） 私は、内閣支持率38%の自由民主党を代表いたしまして、四つの問題を市長と教育長に質問いたします。

初めに、コロナウイルスによる生活困窮者の支援についてお尋ねをいたします。

中国の武漢市に始まりまして、世界中が大きな経済的ダメージを受けているわけでございます。本市におきましても多くの市民が苦労をされておられることは、市長も御案内のとおりであろうかと思っております。我がまちに、職を失い収入もない家庭があるのかないかは存じ上げませんが、あるのであれば、市としてもそれなりの補助をすべきではなかろうかと思っております。もちろん、国も補助金等で動いていることは事実でございますが、それでは私は足りないと思うわけでございます。

経済的に支障が出ないのは病院関係者と公務員であると言われております。私は、市の職員を誹謗中傷する気持ちは毛頭ございませんが、ここにいらっしゃいます市の職員の給料は多くもらっているわけでございまして、その市民の苦労は分かれるのでありましょか。私は、こういう厳しい時期でございますので、市民のために一層の汗を流していただきたいと思うわけでございます。

その意味におきまして、端的に質問をいたしたいと思っております。

市長の明確な答弁をいただき、10時半には終了するように御協力を市長と教育長にお願い申し上げます。

して、1回目の質問を終わります。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） おはようございます。原口政敏議員の御質問にお答えをいたします。

質問の内容を具体的にはお示しになりませんが、大局的な立場でのお話をなさいました。ただ、質問通告として細かな内容も受けておりますので、その分につきまして答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は県内でも拡大が続けており、収入減少に伴う生活困窮者が見込まれるなど、飲食業者をはじめ、市民生活に深刻な影響を及ぼしております。

本市では、学校給食費に関する生活困窮者、低所得者対策としましては、学校給食の無償化ではなく、就学援助費を通して助成を行っております。コロナ禍による就学援助費の申請者は増加しており、令和2年度では全児童生徒の28%、561人に対し就学援助費を支給しているところであります。

その中で、学校給食費に関しましては、要保護者22人に対しては生活保護費で給食費全額を交付しているほか、コロナ禍による生活困窮者等も含め、準要保護者557人に対しては給食費の8割、総額で約2,000万円を助成しているところであります。

○13番（原口政敏君） 小さいことはもう通告してございましたので、一々する必要はありませんので。

給食費の問題ですが、就学援助費は存じておりますよ。私が言いたいのは、就学援助者は分かっておりますけれども、職がなくなって収入が全くないという方はそうたくさんはおられないと思うんですよ。ほとんどゼロに等しい収入だという方がおられるのかどうか、まずそこを伺いたいと思います。

○教育総務課長（瀬川 大君） コロナ禍に伴いまして無職になった方が何人いるかというようなことでございますが、無職となった人につきましては総体的には把握をしておりますけれども、仮に国民健康保険税の減免申請者を基に申し上げますと、11人の申請者が離職した人と捉えられるようでございます。

なお、このうち二人が児童生徒がいる世帯というふうに把握をしているところでございます。

○13番（原口政敏君） この二人の家庭の給食費の無償化というのはどうなっていますか。

○教育総務課長（瀬川 大君） 現在、この二人につきましては、就学援助費が支給されているかどうかというのはまだちょっと把握はしておりませんが、児童生徒の4分の1程度の方々には、もう既に就学援助費といたしまして給食費の助成もしているところでございます。

ただ、この二人につきましては、また後もって調査をいたしたいと思います。

○13番（原口政敏君） 昨日、ちゃんと調べなさいと僕は言いましたがね。事前に言うているんだよ、こういうことは。

市長、この二名の方を、もし給食費を払っておられたら無償化していただだけませんか。この二名に限って。ほかは申し上げませんが、私は、昨日、調査してくださいと言うとったんですけれど、調べておりませんでしたので。市長、この二名の方がかわいそうですよ。収入もなく、仕事もなく、ゼロということで、もし払っておられたら無償化していただませんか。どうですか、市長。

○副市長（中屋謙治君） 今回のコロナによりまして失業された、そうしたときに、いわゆる就学援助費の認定ができるかどうかと、こういうことであろうかと思います。

就学援助については所管は教育委員会でございますが、通常、前年度所得を基に認定事務を行われておるようでございます。ただし、コロナ禍を要因とした失業など特別な事情がある場合は、前年度所得によらず、公的な失業関係の書類の提出を求めて失業後の収入額等を勘案した上で準要保護世帯の認定事務を行うと、こういうふうになっておりますので、申請いただいて、所得が大幅に落ちたと、こういうことが確認できれば準要保護の認定はできると、このように思っておるところでございます。

○13番（原口政敏君） ぜひ、そういう方がいらっしゃったらですね。かわいそうですからね、市長。収入もなく、もう頼るところがないなら市の補助金しかないわけですよ。

国が今回、一人が6万円、二人で8万円、3人で

10万円、無償貸付をされましたね。これはまだ間に合いませんので、ぜひ市長、その二人の方が給食費を払っていらっしゃったならば無償化していただきたいということを強く申し上げまして、次に行きたいと思います。

学校教育について伺いますが、コミュニティ・スクールは道德教育としても有意義な制度でございすね。これは、教員と、それから保護者と町の方々の意見を集約して、文部科学省が出したことですけれども、私は市来中学校と串木野中学校の2校に限って質問をしますが、今まで何回開催をされて、これはCSというんですよね、何回会議をされて、どのような話合いがあったのか。それを、教育長、お知らせいただけませんか。

○教育長（相良一洋君） 串木野中学校と市来中学校の学校運営協議会について回答いたします。

学校運営協議会では、道德教育に関する内容も含め、様々な教育課題について、多くの当事者による熟議と討議を重ねながら課題解決を目指す対話を行っており、これを熟議と呼んでおるところです。

昨年度、串木野中学校及び市来中学校ともに4回の学校運営協議会を開催し、学校運営に係る様々なテーマでの熟議がなされました。

串木野中学校では学習指導や生活指導、進路指導について学校からの説明の後、不登校の現状と対策、学力向上、地域とともにある学校づくりなどをテーマに熟議しております。

市来中学校では、通学路の安全点検の確保、地域での挨拶、新型コロナウイルス感染症対策、SNS等の功罪等について熟議しております。

その中で、不登校減少や防止、学力向上に向けて小中一貫教育を充実させ、小学校や保護者と連携した取組を推進していくことや、校区内における通学路の危険箇所について情報を共有し、生徒が安全に登下校できるよう、安全指導の徹底を図っていくことなどの御意見が出されております。

市教育委員会としましては、学校運営協議会が充実されますよう、これまで各学校の学校運営協議会にオブザーバーとして参加し、実態を把握しております。また、昨年度第1回の学校運営協議会では中

学校区ごとに研修会を実施し、学校運営協議会制度の趣旨や推進に当たっての留意点等について共通理解を図るとともに、実践事例の紹介等を通して各学校の学校運営協議会の充実につなげる取組を実施しております。

今後も地域でどのような子どもたちを育てるか、何を実現させていくかという目標やビジョンを地域住民、保護者と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

○13番（原口政敏君） 私は常日頃、教育長に言っているんですよね。教育が人間をつくり、人間が国家をつくりますからね。道徳教育というのは本当に大事な問題ですよ。

今、教育長が通学路のことも言われましたので、2番目の自転車通学まで行きますけれども、やっぱり挨拶ができていませんよね。できていない。

私は朝7時10分頃自宅から通勤しますけれど、しませんよ、挨拶は。私が「おはよう」と言ったら「おはようございます」と言いますよね。自らが「おはよう」と言うような道徳教育をやっぱり徹底せんないかんですね。

それからもう一つ、自転車通学ですが、教育長は初めてですね。前の教育長にも私は言いましたけれども、一昨年、通学道路ではないところを通って事故をしたんですよ。私も現場に行きましたけれども、病院に行って治療を受けましたね。大事に至りませんでしたけれども。

この通学路というのは、安全だからそこを通んなさいと言われて、そこを守っているんですよね、教育長。だから、違うところを通ったら事故が起こる可能性があるんですよ。あります。だから、もう一回ですね。市長がいつも「子は未来の宝だ」と言っておられますよね。私もそうだと思う。大事な子どもたちの命を守らんないかんですからね、教育長。徹底したことをですね。やっぱり守らせんないかん。

そして、教育長、今日私はずっと見ていましたけれども、自転車通学で前に籠置きがありますね。あれにかばんを入れたらハンドルが重くなるんですよね。ほとんどの子どもが前にかばんを入れて、後

ろに積まない。まあ指導ですね。これは強制はできませんけれども、かばんは後ろに積んだほうが安全ですよ、ハンドルが重くなりませんから。そう感じましたがよ。教育長がそう思われるんだったら、そういう指導もしていただきたいと思います。

子どもの命は大事ですよ、教育長。本当に大事だと思う。だから、本市から、けがをしたり死亡者がないように徹底した指導をしていただきたい。教育長も代わられたわけですので、そのことを申し上げて。市長はされると思いますのでね、市長ね。市長、教育長を信用して、このコミュニティ・スクールのことはもうこれで終わりにしましょう。

これは引き続きやっぱり開催せんないかんですよ。地域の皆さんがどんなことを考えていらっしゃるか、そこも大いに反映していただきたいと思います。

昔は、私たちが小さい頃は先輩方からよく教育を受けましたけれども、今の子どもは、知らんとこいの話をすんな、逃げよというような性向ですからね。先輩後輩の話はできませんから、学校で教育をする以外にないんですよね、教育長。ぜひこのことを指導していただくように強く申し上げたいと思います。

それから引き続き、もう次に行きますが、遊具の問題ですね。

最近、またけがをしたり死亡したりしますね。だから私は前も教育長に言ったんですけども、やっぱり徹底した検査をしないとイケないと思うんですよ。ただ見るばかりじゃなくて、例えば、教育長、サッカーのゴールネットですか。ロープを張って3人ばっかいで引っ張ってみるような点検をしないと。この前も3人乗って、ひっくり返って死んでいますからね。サッカーのゴールネットでしょう。見るばかりじゃなくて、徹底した、教育長、点検をしていただけませんか。どうですか。

○教育長（相良一洋君） ただいま原口議員からございました学校遊具についてですけども、学校遊具の点検、修繕についてであります。

学校において児童生徒が生き生きと活動し学べるようにするためには、その安全確保が不可欠であり、日常的な安全点検の徹底が重要であると考えております。

学校施設をはじめ、遊具等の施設点検については、年度当初の校長会、教頭会等において、日常的な点検を徹底するよう指導しているところでございます。各学校では毎月1回安全点検を行い、目視や打音、振動、負荷検査等による施設点検を実施しております。さらに、毎日の巡視とともに、体育の授業等で使用する前には必ず点検を行うように指導しております。

点検の結果、学校で対応できない状況が見られる場合は教育委員会へ報告を義務づけております。現場確認を行い、専門業者へ修繕を依頼するなどの対策を取っているところでございます。早急に修繕できない場合は、児童生徒へ口頭で注意するとともに使用禁止等の表示を行い、注意喚起を図っております。

現在、本市では遊具の不具合による事故は起こっておりませんが、今後とも学校と連携を図りながら遊具の安全点検に努めてまいりたいと考えているところです。

○13番（原口政敏君） ぜひ、教育長、先頭に立って子どもの命を守ってくださいね。

これで教育関係は終わります。

大里川の拡幅について市長にお尋ねいたしますが、決壊したところの工事はもう終わっていますね。あれでもう済みなんですよ。もう完了ですね。

それから、後ろの、今度は下流のほうからの工事をされるということですね。今、説明会が2回あって、私も行きました。2回ありましたけれども、あまりよく分かりませんでした。がよ。

下流の方で田んぼ、畑がかかる方はそんなにないんですけど、家がかかる方が、「原口さん、あたいげーはかかっとな。直らんないかんとな」と来られるんですよ。

そういうことを早めに、かかる市民の方に教えないういけないと思うんですよ。今のところはそれがないんですよ、市長。そういうことを県に強く働きかけていただけませんか、市長。

○市長（田畑誠一君） 大里川につきましては、かつてなかったと思いますけれども、令和元年の6月末に、7月1日にかけて決壊をいたしました。

地元の原口議員、濱田議員はじめ、議員の皆さん方もみんな現場に駆けつけて、早い復旧をとということでございましたので、みんなで協力しながら県にお願いをし、その復旧は終わったところであります。

しかしながら、その決壊の状況を踏まえて、それは令和元年ですから、令和2年、梅雨時期が大変だと、危険だということで、急遽、実は県の河川課長と国のほうへ要望に上がりました。11月12日でした。決壊現場の写真も添えて要望に行ったんですが、国土交通省並びに財務省に要望に行ったところであります。11月12日でした。

要望に参りまして、その後、小里先生のところにもお願いに上がって帰ってきました。その後、令和元年12月19日に県から災害対策緊急事業推進費として、私たちは2億円の要望をしたんですが、おかげさまで満額2億円が予算化されましたということで県から連絡をいただきましたので、その際に、工事に関しては早急にしてほしいが市内業者に発注してほしいということを要望いたしました。おかげさまで浚渫工事約250メートル、河川断面拡幅工事約580メートル、市内の6業者が受注をし、工事が完了しております。

県では、河川氾濫を未然に防止するため、土砂が著しく堆積しているなど、治水上緊急性が高い箇所から寄り州除去を今後行うこととしており、今後とも寄り州の堆積状況を確認し、対応してまいりたいとのことであります。市としましても、今、原口議員がおっしゃいましたとおり、引き続き強く要望をしているところであります。

さらに今後のことにつきまして、用地測量等が終わって説明会があったというお話をなさいました。

この件につきましては、大里川の抜本的な早期の改修のときお願いを申し上げましたので、1番目の項目にですね、その要望を受けまして、おかげさまで、これまではこの事業は県の交付金、たしかB事業というのでやっていたんですね。県が事業主体だったんです。でも、近年のこの豪雨災害を受けて、国のほうで新たに大規模特定河川改修事業、つまり国の事業であると。負担区分は変わらなくても、そういうふうに、いわゆる格上げがされました。

その事業によってこれから進められるわけでありませんが、今年の2月19日に、昼と夜に分けて、事業主体である県の主催で、市も同席をして、地権者に説明があったようであります。

今後の計画につきましては、建物等の補償調査を実施して、補償金額の算定が終わり次第、まずは個別に補償交渉が行われる、そういう予定と今なっております。

○13番（原口政敏君） その設計図は、市長、もうできているんですよね。説明のときはもうあったんですよ。それは分かっていますよ。

橋之口の公民館が、人家がかかるとかかからんのか、それをまだ県が明確に説明していないんですよ。不安なんです、不安。だから、かかるんだったら「かかるですよ」と一つぐらい言わないと。土地も見つけないかんわけだから。そこを私は言っているんですよ。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今の御質問ですが、昨年度までに用地交渉が終わり、今年から土地買収や建物移転に伴う個別の交渉が行われる予定になっております。

特に、住宅が移転の対象となっている住宅をお持ちの方々、今おっしゃいました橋之口公民館の周辺、あそこが大体右岸側に10棟前後の建物があると思います。その建物をお持ちの方々は住宅の移転が対象となることから、いろんな心配をされることも多いと思います。

市としましても、移転先の選定など地権者の方に行えるだけ御苦労をかけることがないように、市のほうでも県と一緒に協力してまいりたいと考えております。

○13番（原口政敏君） ぜひ早急にしていきたいと思います。

それから、公金の問題ですが、新聞に大きく載りましたね。これは、やっぱり現金を持っていかせたのが大きな問題ですよ、市長。

だから、現金を取り扱うのはほかにもあるんですか、ないんですか。どうなんですか。

○会計課長（萩内祥子君） 公金等の現金の取扱いについてであります。

令和2年度一般会計においては約1,500件、5,100万円、特別会計は約260件、400万円、企業会計では約80件、50万円、土地開発公社等の業務上取り扱ういわゆる準公金については約1,400件、5,500万円となっております。

また、1件10万円以上で申し上げますと、一般会計においては約120件、3,400万円、特別会計は約8件、250万円、企業会計は取扱いがなく、準公金については約60件、3,100万円となっております。

○13番（原口政敏君） 今の資料は後で頂戴ね。あんたがさっと言っても分からんよ。

だから、私が言いたいのは、市長、現金は一人で長い間やり取りをさせないように、市長、またこんな問題が出てきますよ。いいですね。

市長、最後に、私の意見は間違っていますかね。振込をすればいいわけですがね。どうですか、市長。

○市長（田畑誠一君） 原口議員お述べになっておりますように、公金というのは非常に大事なものであって、慎重に扱わなきゃならないし、間違いがあってはならないのであります。

公金は市民の皆さん方から、申し上げましたとおり、お預かりしているものであり、公金の取扱いについてはその重みを認識して適正に処理すべきものでありますが、昨年度の学校給食会計において欠損金が生じ、不明瞭な会計処理が判明をいたしました。このような事案が発生しましたことに対し、管理監督の立場にある責任者として深く反省をし、心からおわびを申し上げます。

このため、今後の対策であります、現金の取扱いが多い学校給食会計などの準公金の通帳、会計処理に関して、今、御提言ありましたとおり、まず一つ、原則現金払いから振込に変更すること、二つ目、複数人での公金管理の徹底をすることということで、全庁職員に指示をしたところであります。

また、現金の取扱い、通帳、印鑑の管理、定期的な検査の実施などを定めた規程を策定し、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、二度とこのような事案が発生しないよう、職員一人ひとりが市職員としてあるべき姿を再認識するとともに、服務規程の確保と綱紀粛正の徹底を

回り、一日も早く市民の皆様からの信頼が回復できるよう努力してまいります。

○13番（原口政敏君） 議長と約束したのを3分過ぎましたが、全てを終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（下迫田良信君） 次に、江口祥子議員の発言を許します。

〔2番江口祥子君登壇〕

○2番（江口祥子君） 皆様、おはようございます。公明党の江口祥子でございます。

昨年からはまった世界を揺るがす新型コロナウイルスのパンデミック、いちき串木野市でもいよいよワクチン接種が始まり、収束が期待されるところでございます。皆様が安心して暮らせる日常と、一日も早い収束を願いまして、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目に、災害時の備蓄状況についてであります。

想定外の大災害はいつどこで発生するか分かりません。自然災害を避けることはできませんが、備えることはできると思います。それには、市民や自主防災組織、事業所等が、自らの命は自らで守る、自らの地域はみんなで守るという、自助、共助の認識を持つことはもちろんのこと、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが重要であります。

防災備蓄品は、自治体、企業、家庭、個人によって目的が異なるので、内容や量について違いがあると思いますが、まずは本市が所有する備蓄品の状況について伺いまして、壇上からの質問といたします。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員の御質問にお答えいたします。

お述べになられましたとおり、近年では毎年のように全国各地で自然災害が頻発をし、甚大な被害が発生をしております。

市では、このような災害時に備えて、1,000人で3日分のアルファ米やミネラルウォーターのほか、毛布、タオル、携帯用トイレ、簡易間仕切り等を備蓄しております。また、昨年はコロナウイルス感染症防止対策として、災害用プライベートルーム、災

害用トイレ、業務用扇風機や非常用発電機などを整備いたしました。

今後も年次的に備蓄等に努めるとともに、災害時は、協定を締結している民間業者や県などからの支援により物資を確保することとしております。

災害はいつどこで発生するかも分からない、そういう状況の昨今であります。お述べになられましたとおり、住民自らが自分の命は自分で守るという意識の下、各家庭において、災害時の備えとして最低3日分の非常食や日用品等の備蓄をお願いしているところであります。

○2番（江口祥子君） 保管状況は分かりました。

指定避難所で被災者に対して備蓄品を分配、配布するために、どのように防災備蓄品の配置をして保管されているのか。また、調達方法を計画されているのか、伺います。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 備蓄品につきましては防災センターで保管をしております。災害時、必要に応じて指定避難所へ配布することとしております。

調達につきましては、年次的に備蓄品を購入しており、また、避難が長期間にわたる場合は、災害時における物資供給に関する協定を締結しております。民間事業者や県などからの支援により物資を確保することとしております。

○2番（江口祥子君） 本市の第1次配備の避難所は18か所指定されておりますが、収容可能人数に基づいて収容人数の多い場所から、避難所で被災者に対して備蓄品を効率よく分配、配布するために、今後、防災倉庫の整備、さらなる備蓄品の整備、拡充をよろしく願いいたします。

2点目の質問です。

防災備蓄食品は賞味期限を5年としているものが多く、定期的に入れ替える必要がありますが、この入替えに際して廃棄されることがあると思います。

災害時用備蓄食料の更新の際には、食品ロスの削減の観点から、備蓄食料の有効活用については検討する必要があると考えますが、本市では賞味期限を迎える備蓄食品はどのように対応しているのか、伺います。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 備蓄食品につきましては、議員お説のとおり、5年間保存の利く食品を備蓄しております。

賞味期限を迎える備蓄品につきましては毎年の総合防災訓練等で活用することとしておりますが、昨年はコロナウイルス感染防止のため訓練を中止したところでございます。

そのため、今年度は小さい頃から防災に関心を持ってもらえるよう、市内小中学生を対象に、防災教育と併せまして配布することを検討しているところでございます。子どもたちが家庭に持ち帰り、試食していただくことで、災害対策に対する意識を親子で持っていただくことに役立てばと考えております。

○2番（江口祥子君） 廃棄処分が発生しないように調整しているということで理解しました。

避難所におけるコロナウイルス感染防止策として、マスク、アルコール消毒液、非接触型の体温計、避難所での3密を防ぐための間仕切りと段ボールベッドなど、5品目の本市の備蓄品としての整備状況を伺います。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 避難所におけるコロナウイルス感染防止策といたしましては、マスクを1,000枚、非接触型体温計を23台、間仕切りを160セット、段ボールベッドを83台、また、各避難所に配置できるアルコール消毒液を整備しているところでございます。

なお、間仕切りと段ボールベッドが不足する場合は、先ほど申し上げました、協定を締結している民間事業者から確保することとしております。

○2番（江口祥子君） 避難所での新型コロナウイルス感染防止のためには必要不可欠な品目であります。今後、感染拡大防止は懸念されるところであり、また、将来の防疫対策のためにも、今後、備蓄品として備えられるべき品目であると思います。

3点目の質問です。

さらに、乳幼児向けや女性向けの備蓄品は充足しているのかについて、災害時の女性のニーズに基づくものに、乳児用液体ミルク、女性用生理用品の2品目の備蓄状況と今後の計画を伺います。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 乳児向けの

液体ミルクや女性用生理用品については、現在、備蓄はしておりません。

これまで、出前講座や広報紙、ホームページ等で、避難情報や避難場所、各家庭における非常食の備蓄など、自分の命は自分で守る意識の啓発に努めてきており、各家庭において災害時の備えとして最低3日分の非常食や日常品等の備蓄をお願いしているところであります。液体ミルクを含めまして、女性、乳幼児、高齢者及び障害をお持ちの方に欠かせないものについても、各家庭において確保に努めていただきたいと考えております。

避難が長期間にわたる場合は、民間業者と締結した災害時における物資供給に関する協定の中で対応してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） この液体ミルクというのは、熊本地震の発生時に、フィンランドから救助物資として液体ミルクが届けられ、西日本豪雨では東京都より、海外からの緊急輸入体制の協定を活かして、岡山県や愛媛県に提供されたと聞いております。

実際に避難所で、または自宅で不便な暮らしを強いられた際に、女性や子どもへの配慮の低さが言われております。生理用品や子どもや大人のおむつ等が不足し大変な思いをしたとも聞いております。

これらの備蓄についてはどうお考えでしょうか。市長にお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど課長のほうから答弁をいたしました。

また、江口議員のほうから、これまでの災害に対する支援のありがたい協力の輪というのを今お述べになりましたが、災害はいつどこで起こってもおかしくないという状況が毎年続いております。そういった面で、お互い相互扶助といえますか、助け合いで何とかしのいできている、元気をもらっているという状況が続いております。

大事なことは、江口議員お述べになりましたとおり、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るとおっしゃいました、まさにそのとおりであります。

そういった意味で、大事な幼児向けの液体ミルクとか、女性の生理用品とか、そういったもの等につ

きましては、日頃から少なくとも3日分は家庭で用意していただきたいというお願いをしているところでもあります。そういった点、いろんな会合等でさらにまた説明をしていきたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 本市においても、いつ起こるか分からない災害に備えて積極的な取組をお願いいたします。

次の項目に入ります。

女性の負担軽減についてであります。

コロナ禍において、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。この問題はいちき串木野市でも無関係ではなく、先日、任意団体であるみんなの生理が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかの物で代用している等との結果が出ており、いちき串木野市においても、一日も早い、生理の貧困をはじめとする女性の負担軽減に対する取組について伺います。

1点目の質問です。生活に困窮する女性に対して地域女性活躍推進交付金等の活用、または民間からの寄附等で生理用品を集め、生理用品を配布できないか、伺います。

○福祉課長（宮口吉次君） 生活に困窮する女性への支援についてでございます。

地域女性活躍推進交付金につきましては、孤独、孤立で不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、アウトリーチ型の相談や居場所の提供、女性用品の提供などを行うものでございます。

この当該交付金につきましては5月28日で公募期限が終了しておりますけれども、次回以降の活用について、実施する団体を含めて研究してまいりたいと考えております。

それから、女性用品の配布につきまして、寄附等を求めてできないかということでございますけれども、これにつきましては、本市では、現在、社会福祉協議会が毎月行っております食料品支援におきまして企業や住民等からの寄附を募っておりますけれども、その中で日用品も併せて寄附が寄せられております。その中に女性用品の提供もございますので、支援が必要な家庭に配布できるようにしていく予定

がございます。

○2番（江口祥子君） 貧困で購入できないだけではなく、親のネグレクトにより生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。子ども自身が虐待の自覚がない、また、隠したがる、もらうのも言い出せない、このような現状もあります。

2点目の質問ですが、学校や公共施設のトイレに市が生理用品を配備できないか伺いますとともに、生理用品を無償で設置、提供する先進地の取組の調査を求めますが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） ただいまの江口祥子議員の質問につきましてお答えいたします。

学校における生理用品の配備についてでございます。現在のところ、本市の小中学校のトイレに生理用品等の配備はいたしておりません。しかし、学校生活上、児童生徒の様々な状況を予測して、いつでも対応できるように、全ての学校の保健室に生理用品等を準備しております。必要に応じて配布をしているという現状でございます。

令和2年度における生理用品等の配布数は、小学校で53回、中学校で81回、合計134回でした。そのうち経済的な困窮やネグレクトが原因で生理用品を十分に手に入れることができない、いわゆる生理の貧困を理由にした児童生徒はおりませんでした。しかし、父子家庭のため、生理用品が不足した際に父親には伝えづらくて保健室に相談に来た事例がございました。

今後は様々な児童生徒の心身の状態を考慮しながら、日常的に相談できる体制をさらに整えていく次第でございます。

○2番（江口祥子君） 3点目の質問に入ります。

学校ではどのような気配りやフォローを行っているかについて、生理用品の配布を一つの切り口として、問題を抱えている女子児童や生徒が声を上げやすい教育現場の対応について伺います。

○教育長（相良一洋君） 学校での気配りやフォローについてでございます。

各学校においては、毎日の健康観察を通して児童生徒の心身の状態を見守ったり、定期的または状況

に応じて臨時的なアンケートの実施、保健室のドアを開けて話しやすい状況をつくったりして気配りをしております。また、学級担任と養護教諭による性に関する指導を実施し、学習内容を学級便りやブログ等で保護者へ周知したりして学校の様子を提供しております。

なお、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーによる教育相談、気になる児童生徒については全職員で情報を共有して見守ったり、養護教諭や女性職員による対応など、フォロー体制をしっかりと整えているという現状でございます。

今後も様々な悩みを抱える児童生徒一人ひとりに対して、SOSのサインを見逃すことがないよう、きめ細かく対応してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 本市でも経済的困窮により生理用品を買えずに困っている方がいると考えられます。こうしたことはなかなか窓口で声に出しづらいものです。4点目の質問ですが、女性の必要な支援が受けられるよう、情報発信の取組について伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 市の情報発信ということでございます。

現在、主には広報紙であったりホームページ、こういったもので行っているところでございますが、しかしながら、昨今、女性、特に若い女性では、ガイドブックなどのほかにスマートフォン等を活用したLINEであったりフェイスブック、またはツイッター、インスタグラムと、こういったSNSを情報ツールとして情報収集されているというふうに聞いておりますので、こうしたことから今後、こういった若い世代にも情報が届くように、SNS等を活用した情報の発信、こういった形ができるのか、こういったことを研究してまいりたいというふうに考えております。

○2番（江口祥子君） 生理用品は女性が生きていくための必需品であります。母性保護の点からも、お金の心配なく児童や学生など全ての女性が生理用品を手に入れるシステムが必要であります。

すぐにでも市独自に、生活困窮に陥っている方々に手の届く仕組みの導入や、定期的な配布や、そこ

からサポートに入ることへの検討を求めたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

○市長（田畑誠一君） 大事なことは、それぞれの市民の皆さん方が自らの生活を安心して過ごせるということだと思います。その不安材料の一つとして、特に所得にあまり恵まれない方々の御家庭に対する対応というお話であります。その例として生理用品をお取り上げになっております。

冒頭に申し上げましたとおり、また、江口議員がおっしゃいましたとおり、自分の命は自分で守るという、そういう考え方が非常に大事だと思います。そういった意味で、避難時の対応と同じように、少なくとも3日分の日用品とか必要なものに対しては自ら確保しておくというような、そういう考え方、姿勢というのが日常生活の中でとても大事な考え方、取り組み方だと思います。市といたしましては、いろんな会合等を通して、そのような啓発活動をしてまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 自助、共助、公助の部分でのお願いでした。

本市においても誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早く、このような女性の負担軽減の取組に期待しまして、一般質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 先に通告いたしました事項について、順次、質問を行います。

1番目は道路維持費等についてであります。

その一つは、令和3年度の道路改良特別事業費が例年の約52%に、すなわち、ここ数年は1億円の事業費で推移していた事業費が5,200万円となり、4,800万円削減されました。その理由について、まず、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後は質問席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

道路改良特別事業費についてであります。

令和3年度の道路改良特別事業費は5,200万円で、令和2年度の当初予算と比較し52%、4,800万円の減となっております。

本事業は、市街地の道路環境整備を重点的に実施することを目的に、平成26年度から、議会の皆さんと共に合併特例債を活用する方向で事業を進めてまいりました。

令和3年度につきましては、令和2年度で合併特例事業債が終了しましたので、代替となる財源が乏しい中、電源交付金の活用により事業費を確保したところであります。

○15番（福田清宏君） 削減された理由をお尋ねしたんですが、財源確保の話になってしまいました。

それ以上は答えがないんでしょうから、次に、令和2年度の当初予算に計上された事業なんですが、これが、令和3年3月に補正予算を計上して、繰越明許費として次年度の事業として確保されましたけれども、このことについて伺いたします。

どうして令和2年度中の補正予算として計上されなかったんでしょうかね。伺いたします。

○財政課長（出水喜三彦君） 令和2年度からの繰越事業についてでございます。

先ほどありましたとおり、令和2年度の予算としましては当初で1億円、それから、できるだけ事業の進捗を図るという観点から、3月補正で2,270万円を追加して、合計1億2,270万円を計上しまして、そのうち2,759万円、これを令和3年度に繰り越して実施するというにしたところでございます。

令和3年度に実質事業費としては繰り越した額と合わせて7,959万円、およそ8,000万円という形で、例年の8割を発注するという事で事業量を確保したという意味で御説明をさせていただいたところでございます。

令和2年度、早期に補正して事業を実施すべきではないかというお話かと思いますが、令和2年度は合併特例事業債のほうが最終年度に当たりまして、この道路特別改良事業のほかにも串木野・市来両庁舎の改修事業などに活用したところでございます。

この庁舎の改修事業の実施に当たりましては、当然、両方の建物ともに経年による劣化が進んでおり

まして、追加工事費等もあったところでございます。最終的なその事業費の確定と合併特例事業債の活用限度額枠、82億円ございますが、この調整に時間を要したことから、道路改良特別事業については3月補正で計上しまして繰越しをさせていただいたところでございます。

○15番（福田清宏君） 財源確保の問題を言われますけれど、財源は充てればいいんですよね。そしてまた年度末に組み替えればいいことですよね。そういう得意な技があるじゃないですか。数字を動かしていく。それが会計ですよ。

そういうことを思うと、3月で令和2年度の補正を2,270万円。2,270万円なんです。早く分かったんでしょうから、早い時期に補正できない額じゃないでしょう。

そして、今の説明からいくと、令和3年度の事業を合わせて8,000万円にしたとかいう。結果的には3年度の事業費が5,200万円になったということは、3月に補正したことを明許繰越したことで圧縮しているじゃないですか。令和3年度の事業を。

そんなふうに思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○財政課長（出水喜三彦君） 令和3年度の事業費5,200万円につきましては、先ほど答弁がありまして、合併特例債が終了する中でもって、これまでの特例債という財源がなくなるという中にあって、その確保に苦慮をしたところでございます。このために、電源交付金、これを活用するという方針の下に、何とか5,200万円を事業費として査定をさせていただいたところでございます。

繰越分につきましては、令和2年度、先ほど申し上げました庁舎改修等との兼ね合いもございまして、その時期というのが年度末になりましたが、もともと令和3年度で何とか確保した5,200万円、これに加えて繰越事業ということで、令和3年度で発注する事業量というものを約8,000万円ということで計上したところでございます。

○15番（福田清宏君） 令和2年度の事業を年度末に補正を組んで、それで令和3年度の事業を確保しましたなんていう話はどうなんですかね。ちょっと

説明を理解できませんがね。

令和2年度の事業でも、これは当初予算で計上された事業なんですよね。それが、年度末に繰越明許費を目的にしたような補正予算を組むという、誠にもって、聞いていてちょっと理解がしにくいというところですよ。

このことについてはもう平行線でしょうから、また後日、いろんなことでやり取りすることがあると思いますが、やはり真摯に、年度当初に認めた事業はきちんと年度内に終了すると、そういう基本的な姿勢でないと、財政が厳しい厳しいと言いながらも、次年度予算を圧迫していくようなこんなやり方はいただけないと思いますよ。そのことだけを申し上げておきたいと思います。

二つ目は、道路改良特別事業の事業内容等について伺うということですが、さっき市長は平成26年とおっしゃったようですが、平成25年じゃなかったかと思います。

平成25年度から3か年事業として始まって継続、延長されてきた事業なんですけど、さっき市長もちょっと触れられましたが、この事業の内容は市街地の整備なんですけれど、もともとは戦後の都市区画整理事業の中で、失業対策事業による側溝等の設置とか、道路の舗装等が年を経て大変傷んできたということであって、主に市街地道路の側溝の布設替や舗装工事を行い、快適で安全な道路環境の整備を進めている事業と承知しておりますけれども、この事業の内容については変わりありませんかね。お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど私は平成26年と申し上げましたが、今、福田議員がお述べになりましたとおり、実際、道路改良特別事業のスタートというのは平成25年からです。

私が申し上げたのは、合併特例債を活用しているというスタートが平成26年だったものですから、そのような表現をいたした次第であります。

○都市建設課長（吉見和幸君） 道路改良特別事業の事業内容についてであります。

道路改良特別事業は、先ほど市長が申したとおり、平成25年から、串木野地域の市街地における老朽化

した市道の側溝並びに舗装の改修を行ってきております。平成26年度から令和2年度まで合併特例事業債を活用し、令和2年度末の整備率は48.4%となっております。

この事業は道路環境の改善及び維持を図ることから、市民の方々からも大変喜ばれている事業であるということを認識しております。

○15番（福田清宏君） 串木野市街地の道路側溝なんです。ところが、違うでしょう、今。計上されている事業がね。別枠であつたら別枠にちゃんと、同じ事業品目であっても別枠は別枠で取ってください。意味分かるかな。後で見てね。言っている意味がどこにあるか。

だから、当初目的とした道路改良特別事業で進めていかないと、こんなふうに予算が圧縮されたりいろいろしていくと、なかなか進捗率は伸びないんですよ。そういうことを考えますと、平成28年度で整備済みが40%、おおよそね。平成29年度以降も引き続き延長されてきたんですが、今答弁があつたように、4年後の令和2年度末で48.4%。まだまだ整備するには程遠いんですね。だから、きちんと取り組んでほしいと思います。

ちなみに、公共下水道事業で配管敷設後の全面的に道路を舗装する計画で本浦地区から中央大原辺りまでずっと進んでいったんですが、配管を敷設する工事のその面だけを切り開いて、そこだけを舗装する工事になっちゃったんですね。そうすると勢い、周りは昔のまんまの失業対策事業でやったままの舗装ですから、管を入れたところはきれいな舗装、その周りはざらざらした道路という、こんなことで、お年寄りの社会になりましたね。なかなか歩いてコミュニティを図るにも難しいという、そういう状況の中で、この事業は大変喜ばれているんですね。

ある人いわく、公共事業の後のそういう一部舗装の流れを見て、「パッチワーク道路みたいだね」と言うんですね。現実、そう言われればそういうふうに映りますね。だから、やっぱりそれではいけないんで、大変ありがたく思っておいででありますから、ぜひともこの事業は早々に進んでいくように予算づけはしていかなきゃいかんのじゃないかと。

4年間で8.4%ですよ。これじゃ、もう進まんと思いますし、当初1億5,000万円あったんですよ、串木野市街地だけで。これが1億円になり、そしてまた今回は5,200万円なんです。こんなことしよったって、麓地区の土地区画整理じゃないですけども、いつ終わるのかというのはもう分かんなくなります。

事業としてきちんと掲げたのであれば掲げたように、きちんとした事業費の手当てをしなければいけないんじゃないか。そういう思いがして、今回お尋ねをしているところでありますが、その辺についてはいかがでしょう。

○財政課長（出水喜三彦君） 今般、大変厳しい財政状況という中で、新しい財政改善計画を策定したところでございますが、その中においては普通建設事業のベースというものを毎年度12億円ということで設定をしてございます。

これは、第1は市債の新規の借入れの抑制を図ること、そしてまた一方では、これから想定される道路、橋梁、それから公共施設の長寿命化、これに係る事業費を加味したものになっております。今おっしゃいます道路維持をはじめとしまして、インフラの計画的な維持管理、長寿命化を図ることは、今後ますますその重要度が増してまいります。

財政改善計画に基づきまして、事業費の調整を図りつつも、今年もそうですが、電源交付金の活用、補助金の活用、あるいは、本年度地域指定を受けました過疎債、こうした有利な財源を活用しながら事業費の確保に努め、事業の進捗を図っていききたいというふうに考えております。

○15番（福田清宏君） いろんな財源確保に努められている努力は感謝いたしますが、やはりそういうことで、一つの事業が始まれば、いち早く終了するまで一生懸命取り組まないかんということになるわけでありまして、特に、戦後の土地区画整理事業で失業対策事業の一環として実施された側溝の、蓋板もなく、そして、U型の側溝の継ぎ目からは水が浸潤して地盤沈下を起こすという、そういう状況下にあるわけですね。だから、大変この事業を市民は喜んでおいででありますから、今、財政課長説明の

とおり、財源の確保に努められて、いち早くこの事業が進んでいくように最大の努力をされることを期待いたします。

次に進みます。次は、令和3年度の土木費等の削減について伺います。

市民による道路の改修とか整備とか要望が大変多いんですね。先の改良事業もそうですけれども。こういう中であって、その削減ということでありまして、当初予算の資料からいきますと、一般会計の増減比較で言えば、土木費が6億600万円減、およそ36.2%になりますが、あるいは、性質別の比較表からいくと、普通建設事業費がほぼ同額の6億735万7,000円、40.9%の減ということであります。年間の総体の歳入歳出総額はそう変わらないんですよ。いろんな事業が令和3年度は組み込まれているということもあるんでしょうけれども。

そういうことでなっていくと、先ほど起債を云々という話もありましたけれど、かつて旧串木野市にあって平成10年頃に二十五、六あった公共事業、返すお金が大変ということで、おおよそ10億円ぐらいに減額した。ところが、昭和46年の災害で増えた建設土木業者が経営難になっていったと。そういう実態がもう過去にあるんですね。

だから、今回もこういうことで大変厳しい事業者の経営だろうと思いますから、そういうことからしても、この予算はできるだけ削減のない形で進めて、そして、市民に喜んでいただくという形を取るべきじゃないかと思うことでありますし、併せて災害がいろいろ言われます。災害があれば土木に関わる皆さん方に出動してもらわないかん。そういうこと等も考え合わせると、やはり削減だけはいけないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○財政課長（出水喜三彦君） まず、土木費の減額の内容について御説明をさせていただきたいと思えます。

先ほどありましたとおり、約6億円の減となつてございます。内容としましては、麓の土地区画整理事業の面的整備が終了したことで、これは約2億円となっております。それから、都心平江線の上部工、

これが終了したことに伴いまして、道路橋梁費で約1億8,000万円の減。それから、そのほかで下水道事業会計、これは企業会計になってございますが、この繰出金について約1億3,000万円の減という形でございます。そのほか減がございしますが、こういった特定財源を要した大型事業の終了によるものが主なものとなっているところでございます。

○市長（田畑誠一君） 道路特定の事業は、福田議員お述べになっておられますように、もう何十年前でしょうかね、40年前でしょうか、50年前でしょうか、失業対策事業で、一日も早くまずは道路を舗装しよう。側溝については素掘りで負担もかからない。それが結局、道路の舗装の進捗を進めるという意味で、そういう簡易な工法であったと思うんですね。だから、そういう状況が続いているので、見直して改善をしていこうというのが始まりであります。

これから大変厳しい財政状況が見込まれるわけですが、片方ではその返済を、起債の償還なんかを抑えなきゃいけない。そういったことやら、それから、いろんな面で、今のこの道路もそうですけれども、橋だとかインフラ面で非常に老朽化して、これから手を加えなきゃいけないところが、事業がたくさんあるようであります。

そういった中で、大変厳しい、さっき申し上げましたとおり、財政状況が見込まれているわけです。その中で新たな財政改善計画に基づいて着実な取組が求められますが、さっき申し上げたとおり、一方では道路をはじめとした市民生活に密着したインフラ整備、特に老朽化対策の重要度が増しております。

また、これらに関する事業者におかれては、公共事業の実施のみならず、昨今多発する豪雨災害等への危険を顧みない迅速な対応など、多方面にわたる貢献をいただいているところであります。

したがって、事業者の育成とかいう観点も踏まえながら、できる限り財源の確保に努めて、事業費の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（福田清宏君） 答弁いただきましたが、ぜひそういうような形で取り組んでください。後ろ向きはいけないと思います。前向きにひとつお願いし

たいと思いますが、市民の身近な願い事ですから、どうかこの願い事がかなうように最善の努力を要請したいと思います。

この項を終わります。次に進みます。

2番目は交流センターについてであります。

その一つ目ですが、令和3年第1回定例会の議案説明の中で、「今後は常駐する管理人体制は廃止する、日常の管理等については、まちづくり協議会の嘱託員設置補助金を活用する手法で統一して管理するという事で市として方針を立てた」とのことでありましたが、その検討協議の経緯と内容についてお伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 嘱託員設置補助金を活用することとなった経緯と内容についてでございます。

現在、指定管理をお願いしている交流センターは市内13か所となっております。そのうち、冠岳、生福、照島、旭、荒川の5施設については指定管理委託料に管理人の人件費を計上しており、その他の8施設は嘱託員設置補助金により嘱託員を配置し、交流センターの受付事務なども行っていております。

このように、同じ交流センターで管理体制が異なっていることから、これまで統一化に向けた検討をまいりました。現在、人件費を計上していない8施設では、指定管理委託料の管理事務費12万円と、上限を60万円とした嘱託員設置補助金の合計72万円の範囲内で、地域の実情に応じた管理が行われております。

交流センターは、まちづくりの拠点施設として、地域が利用しやすく地域に合った方法で活用していただきたい施設であります。このようなことから、市といたしましては、これまでの常駐の管理人体制を見直し、嘱託員設置補助金により嘱託員を配置し、管理していただく方針としたところでございます。

○15番（福田清宏君） 常駐する管理人体制を廃止する。もう単に、今年予算で言えば、管理費の人件費である114万2,000円をカットするというだけの話ですかね。

そして、12万円というのは管理者の長の話であつ

て、実際常駐する管理人、常駐じゃないんだけどな。管理費については60万円の中をどうかしなさいと。後でまたこの60万円については質問しますから。

ただ、今、説明の中で、5交流センターのことはいいんですが、残りが8と言われたけれど、10じゃないかね。今15あると思っているけれどな。どこか抜けているんじゃないか。中央、野平が抜けたかな。それともどこか私が書き間違いかな。私は今15あると思っているけれどな。ここに資料はあるけれど、また後で言いましょう。

そういうようなことですが、「廃止する」とはどのようなことよとか、「嘱託員設置補助金を活用する手法で統一して管理する」というのはどういうことよということをちょっと聞きたいんですよ。手品師みたいな話なんですがね、私が思うに。どういうことですか。単に、さっき言った管理費の114万2,000円を切るだけの話ですかね。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 交流センターに関しましては16施設となっております。

先ほどの御質問の関係ですが、今現在、人件費を計上していない、指定管理をしている施設が8施設でございます。

この8施設では、まちづくり協議会事務及び交流センター事務について、指定管理委託料の管理事務費と嘱託員設置補助金により、地域の実情に応じた管理が行われております。

このようなことから、常駐する管理体制を廃止しまして、まちづくり協議会の委託職員がまちづくり協議会事務を行いながら交流センター事務を行っていただく、このような考えでございます。

○15番（福田清宏君） この人件費を抑制するという問題ですが、やっぱりいろんな問題が起こってくるんじゃないかと私は思っていますかね。

例えば、管理人が常駐していないときに申込みがあれば開けなきゃいけないんですね。開館しなきゃなりません。だけれど、管理人はいなんですよ。管理人がいない日に開けた場合はね。そのときの交流センター等々の管理において、もし何かがあったときの責任は誰が負うことになりますか。意味分るかな。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） ただいまの御質問は、管理人が常駐していないときに使った場合の責任ということになりますけれど、交流センターにつきましては、鍵の管理から使用管理までまちづくり協議会のほうへお任せをしてあるところでありますので、まちづくり協議会の使いやすい方法で管理をしていただきたいと考えているところでございます。

○15番（福田清宏君） 何かあったらまちづくり協議会の責任というふうにちょっと聞こえましたね。ところが、60万円でせいぜい二日ですよ、常駐できるのは。常駐できない日の開館の申込みについては開館しなきゃいけないんですね。誰が管理するの、この間。そういうことを言っているんですよ。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 常駐してなくても申込みが連絡できる体制はまちづくり協議会のほうで取っていただいております。

使用する場合は鍵の受渡しとか、そういう方法で使わせていただくような形になると考えております。

○15番（福田清宏君） ちょっと違うんだよね。そうじゃなくて、管理人が常駐していない日に申込みがあったら開けないかんですね。だけれど、管理人はいないんですよ。そういうときに、使用した人たちによるいろいろな管理に対する不都合、あるいは、玄関の入り口が開いているために、ほかからの侵入者により物品等にいろんなことが起こるかもしれない。そういうときの責任もやはりまちづくり協議会にありますか。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 現在までそのような事例、事故、トラブル等は起きておりませんが、今後はそのようなところで気をつけていただくような形の運営の仕方をお願いしていきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） できないんだって、それは。60万円じゃ、二日がせいぜいなんですよ、常駐するのは。

もともと交流センターは市の行政財産でしょう。その管理を委ねられただけの話なんです。だから、十分な管理費がない中でそんなところまでやりなさいといったって、どうします。職員一人配置してご

らんなさい。幾らかかりますか。それを60万円でやりなさいと言っているんでしょう。できんですよ、そんな話は、これ以上。

だから、二日を三日にするとか、四日にするとかという常駐の姿に予算をつけていかなければ、適切なセンターの管理は不可能と私は思いますかね。いけないですか、市長。もうぼつぼつ答えてたもはんか。

○副市長（中屋謙治君） 今、まちづくり防災課長のほうから縷々説明をしたと思っております。

交流センターにつきましては、より効率的、そして、地域の皆さん方が使いやすい形に使ってほしいということで、今、常駐の管理人を置くのではなくて、すなわち、常時開けておくのではなくて、使用申請に基づいて、そして、申込みがあったときに開けて使っていただく。そして、使用しない時間帯、使用しない日、こういう時間帯については施錠をしていただく。そして、施錠をしている時間帯に申込みがあったときにはすぐ対応ができる体制を取ということで、嘱託員の設置補助を上限60万円で対応していただいております。こういったやり方のほうがより効率的な運営、このように考えておるところでございます。

○15番（福田清宏君） さっき旧串木野市のコミュニティで発足した、後に交流センターに衣替えをした五つの施設、この管理費、いわゆる人件費の114万2,000円、これはもうカットするという話なんでしょう。結果的にね。ここも60万円を適用していくという話なんだろうと思いますね。

申込みのない日は閉館してください。いいんですかね、これで。ちょっと私はそれには抵抗がありますね。

せっかく市長がいろいろお述べになった、今までに、交流センターは市民と行政による共生協働のまちづくりを行う場所なんですと。それが半分以上閉まっているという話、どういうことなんですか。

地区の人たちだけが利用する施設ならそれでいいんですよ、ある面。今、副市長が言われたとおりでいいんですよ。だけれど、利用者は限定できないでしょう、地区の人たちに。だから、ちょっと考え方に開きが私あるんですね。

そういうことを考えますと、やっぱりちょっといろいろありますが、さっきから出ています、2番目の質問に予定しておりますが、各地区まちづくり協議会への嘱託員設置補助金60万円、これの使途の内容はどんなふうな区分をされていますか。さっきの課長の答弁では全額を管理人にというふうに聞こえましたかね。どういうことです。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 嘱託員設置補助金の使途内容についてでございます。

まちづくり協議会における運営事務をはじめ、地区まちづくり計画の策定や各種事業の事務補助などを行う嘱託員を設置する経費の支援となっております。

また、多くの交流センターでは、この嘱託員補助金を活用され、交流センター事務も行っていると思います。

○15番（福田清宏君） だから、まちづくり協議会に対する補助金が幾らなの。そして、交流センターに使える金額は幾らなんですか。そこをぼやしとったって、この問題は質問が成り立たんですよ。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 先ほども申し上げましたけれど、事務をはじめ、地区のまちづくり計画の策定や各種事業の事務などを行う嘱託員を設置する経費と交流センターの嘱託という形で、金額を幾らという形では定めてございません。上限は60万円という形の設定しかしていないところでございます。

○15番（福田清宏君） 私は、これはやっぱりはっきりして、まちづくり協議会の運営事務等々に関わる嘱託員の設置に幾ら、そして、交流センターの指定管理の人件費に幾らという形にして、そして、交流センターの管理に係る人件費は経費の中に計上しないといけないと思うんですよ。管理料積算根拠表ですね。この中に入らないですよ、人件費が。管理費がね。

だから、やっぱり60万円を分解して、まちづくり協議会の保持にはこれだけですと、事務等々についてね。そして、交流センターにはこれこれの管理費をやりますよという形がきちんとこの表に出てこないと私はおかしいと思うんですよ。そこはもう

適当にやりなさいという話なんでしょう。適当にやりなさいと。行政財産を委ねておいて適当にやりなさいなんて、そんな話がありますかいな。

そういう意味で、非常に60万円に対しては不自信を持っています。早急にこれを二つにきちんと分けて、そして、管理料積算の根拠の表の中にも、月1万円の管理人の12万円のほかに、幾らかの常駐する管理人の経費が上がってこなきゃいけないと思いますね。人件費なき管理ですよ、これは。この積算表から見ると。こんなのいつまで続けたっていかんと思います。何かあったらお答えください。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 交流センターは地区住民のまちづくり活動の拠点となる場があります。地域の方々が自分たちのまちづくりのために活用していただきたい施設でございます。その指定管理をまちづくり協議会へ委託しているところでございます。

このようなことから、まちづくり協議会の業務という形で嘱託員設置補助金を活用して交流センターの管理をしていただきたいと考えているところです。

○15番（福田清宏君） 地区限定利用ということになりますね。今の説明からいくとね。交流センターは地区外の人には利用できないと。そういうことでしょ、今の答弁はね。そのように理解します。

では、三つ目ですが、交流センターの開館日について伺いますが、これは条例の6条に定める休館日以外の開館ですね。裏返しに言えば、開館している日ですが。副市長の説明からいくと、事前に申し込むことが本来の姿と。これは条例にうたってあります。だから、申込みのない日は開館しないでよろしいということになるんですが、指定管理に決められた人件費というのが定かでないんですけれども、管理人が常駐する条例に定める休館日以外の開館、これとの整合性をどう考えていらっしゃるでしょうか。お尋ねします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 休館日に使用したときの件だと思います。

休館日の利用につきましては、「管理運営上、特に必要があると認める場合は休館日を変更することができる。ただし、休館日を変更するときは市長の

承認を得なければならない」となっております。

まちづくり協議会の行事等で休館日に使用する場合は、行事予定表などにより事前にまちづくり防災課に連絡をいただく、また、緊急に使用された場合は使用後に報告をいただく、このような運用をしているところでございます。

○15番（福田清宏君） どうも質問がかみ合いません。私の質問が悪いのかよく分かりませんがね。

休館日は条例でちゃんとうたっているんですよ。いついつを休館日にする。休館日に指定していない日は開館日なんですよ。違いますか。休館日に指定していない日は開館日。私はそう理解します。

ところが、人件費の抑制によって常時管理人が常駐できない。管理員が常駐できないという姿の中では、休館日以外の開館日に、この状況、いわゆる常時管理人が常駐できない。この整合性をどう思うかという質問です。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 議員お説のとおり、交流センター条例では休館日の規定はございます。しかしながら、開館日の規定というのはうたっていない。休館日以外の日は開館をして使用できる日と考えております。

交流センターはまちづくり活動の拠点として地域の方々に自由に使っていただきたい施設でございます。交流センターの管理につきましては、効率的な運営の観点から、常時開けておくのではなく、使用申請に基づいて開けていただき、使用しない日とか使用しない時間帯は施錠をして管理をしていただいております。しかしながら、使用申請の予約が受けられる体制は取っていただいているところでございます。

○15番（福田清宏君） よく今日は説明してくれました。今後の問題点が浮き彫りに出てきたと思いますが、地区の皆さんが使うのには何も支障はないんですよ。地区外の人たちが使うことができる施設なんですね。とすれば、当然、管理人が常駐しておらなきゃ対応でけんでしょう。

そのためには、60万円のうちの幾らかの、週に2回やっているところが幾つかあると聞いていますが、そんな対応でいいんですかね。地区の人たちが使う

分は構わんとですよ。管理人がおろうがいないだろうが、一緒に動いているんだから。そういう状況下の中での、もし管理に関わる事故等があったらどうするのと。それもまちづくり協議会ですかという話なんです。

これはまたちょっと時間がかかりますから、新たにまたどこかでやり取りできることだろうと思いますから、今日はこの辺でやめましょう。

ただ、今出てきたのは、地区が利用するための交流センターですよということが非常に強く出てきました。それは当たり前で、地区の人たちが運営するのが当たり前なんです。だけれど、その開館についての人件費はそれなりにしなければ、市の行政財産を委ねているのに、そんないい加減なことではないんですかというのが今日の質問です。

それで、時間もありませんから今日はこの辺りで止めて、次に進みたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから福田議員のほうから交流センターの活用について、その運営についてのお話をいろいろなさっております。

先ほど来、課長が答弁しておりますように、交流センターはまちづくり活動の拠点として、地域の方々に自由に使っていただく施設であります。

交流センターの管理、先ほどからおっしゃっています管理は非常に大事であります。他方、また、効率的な運営の観点から、常時開けておくのではなくて、使用申請に基づいて開けていただき、使用をしない日、使用しない時間帯は施錠をして管理をしていただいているところであります。また、使用申請の予約は受けられる体制を取って運営をしております。

今、福田議員が、「地域の方なら大丈夫よ」と、「市外の方のときはいけんすつとよ」というお話ですが、利用・活用していただく方々は責任を持って活用していただいているんじゃないかならうかなと思います。

ただ、しかし、今後もそれは市として注意していかなくちゃいけないと思っております。

とにもかくにも、市政を推進、発展させていくためには、市内全部のまちづくり協議会の皆さんの活

動が欠かせないものであります。そしてまた、それに大きく期待をしております。そういった意味からしましても、交流センターはまちづくりの拠点として、いつでも集い合って、自治の振興のために、自らの研鑽を高めるために、そしてまた、地域の輪を育むために、自由に活用していただく、このことが交流センターの大きな使命ではなかろうかなと思います。そしてまた、交流センターで心を寄せ合った相乗の輪こそが、市政推進、地域振興、活性化の原動力だと私は考えております。

現在のところ、まちづくり協議会から交流センターの使用時間をはじめ、管理の在り方について異論はいただいておりますが、運営上、不都合な点があるとするならば、その点は検討してまいりたいと考えます。

○15番（福田清宏君） 市長、みんな、交流センターと地域活動は、市長仰せのとおり、みんな思っているんですよ。思っているからこそ、こういう質問をしなきゃいけないんですね。全ての人たちが利用するためにはどんな形がいいのかというのを考えていくと、こういうことに突き当たってしまうんですよ。

そういうことで、お話しされる内容は全て了解済みの話であります。ぜひひとつ、いろんな問題を抱えておりますから、そういうのを一つ一つを検討していただくことを切望しておきます。

それでは次は、時間がありません、教育委員会ですが、大変申し訳ないですが、進めさせていただきます。

3番目ですが、子ども会の活動についてであります。

もう一緒にひとつお願いしたいと思いますが、一つ目は、各公民館子ども会の活動の現状について伺うということ、二つ目は、いちき串木野子ども会育成連絡協議会と、市内の各地区子ども会育成連絡協議会の活動状況について伺うということで、御答弁をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（梅北成文君） 1点目の各公民館子ども会の活動の現状について、まず答弁申し上げます。

各公民館子ども会の活動の現状についてであります。本市には、現在、104の子ども会の登録があり、昨年度の小中学生の会員数は1,891名で、その加入率は94%であります。また、単位子ども会の構成人数について申しますと、11名以上の公民館子ども会が64か所、10名以下の子ども会が40か所、そして、子ども会として登録がない公民館が22公民館あります。

子ども会の活動としては、敬老会や夏祭りなどの地域との交流活動、十五夜、七夕、鬼火たきなどの伝統行事、スポーツ交流や野外活動、ごみ拾いなどのボランティア活動、クリスマス会やレクリエーション活動など、公民館の実情に応じた様々な活動に取り組まれております。

しかしながら、中には子どもが少なかったり、少年団や習い事などで参加者が少なかったりして、活動に苦慮している子ども会も出てきているところがあります。

2点目の、市子ども会育成連絡協議会と市内の各地区子ども会育成連絡協議会の活動状況についてであります。

まず、市子ども会育成連絡協議会は、市内の各地区子ども会育成連絡協議会の連合体でありますので、各地区の育成会代表による運営委員会を年6回開催し、各地区での活動の実施状況や成果、反省点などを紹介し、情報共有を行っております。

また、市全体の研修、交流の場として、例年11月に、市子ども会大会を開催しております。

地区子ども会育成連絡協議会の活動につきましては、例年、各地区で合同子ども会活動が取り組まれております。令和2年度におきましては、コロナ禍で例年どおりの活動はできなかったものの、冠岳地区で脱穀や、中央地区でたこ揚げ大会が実施されております。

市教育委員会としましては、市子ども会育成連絡協議会と連携して、地区合同子ども会活動推進のための各地区へのキャラバン活動や、市子ども会育成連絡協議会から地区活動への補助などにより地区ごとの活動を推奨しておりますので、引き続き支援してまいりたいと考えております。

〇15番（福田清宏君） 市子ども会育成連絡協議会の立ち上げに、前の職員であられました鮫島社会教育課長とともに各地区の役員会に出席させていただいて、説明をしながらこの発足にこぎ着けることができましたということを今思い出しているところですが、今言われた「合同子ども会」という表現ね。市子ども会育成連絡協議会の流れの中で事柄を進めていくと、「合同子ども会」、市子ども会育成連絡協議会が行う行事の一つとして「合同子ども会」という名称を使っているのかな。何かそんな感じがして、いちき串木野市のいちきくしきのっ子の青少年育成だよりですが、ここにも市内13地区の「合同子ども会活動」という表現があるんですよね。

だから、こういうことから見ると、私は地区の子ども会育成連絡協議会はちょっと活動が鈍っているのかなという思いをして、ここはお尋ねしたところです。だけれど、今の説明の中にも「合同子ども会」という名前が出てきましたから、そういうことで動いているのかなと思っているところです。

次に行きます。

毎月第3土曜日の青少年育成の日とか、毎月第3日曜日の家庭の日、これは有村教育長がお見えになったときに、「旧串木野市ではこういうのがあったんですよ」とお話ししたんですよ。「取りあえずは行政防災無線から始めたらどうですか」と、意識づけからやったらどうと。そしたら、平成25年頃から始まったんですね。だから、やっぱり社会教育課が仕掛けてくれないといかん、子ども会の活動には。そういう思いがして、このことを聞いておりました。

三つ目ですが、もう時間はありませんけれども、少子化により各公民館の子ども会が少ないところがあって活動が停滞しているところがありますね。こういうところに地区の子ども会の組織を立ち上げる必要があるんじゃないかと思う。

さっき言われた「合同子ども会」ですよ。この「合同子ども会」、名称は地区子ども会でもいいんじゃないかと。あるいは、まちづくり協議会子ども会でもいいんじゃないかと、そういうふうに思うんですが、単独の公民館で活動できない状況がある中では、私、これは必要だと思うんですけどね。社

会教育課から仕掛ける気持ちはありませんか。どうですか。

○社会教育課長（梅北成文君） 地区子ども会の組織立ち上げ等が必要であると思うがという御質問がありますが、市内の子ども会活動の状況を見ますと、単位子ども会で活発に活動できているところ、子どもが少なくなり活動に苦慮しているところ、少ない人数でも公民館行事と連携して活動が展開されているところなど、地域の状況により様々であります。

現在、冠岳、荒川、川上地区は、既に地区単位での子ども会活動となっております。二つ以上の公民館が合同で活動している子ども会が5か所あるなど、再編されてきた子ども会も出てきております。

地区子ども会の立ち上げや子ども会の統合を含め、子ども会の組織の在り方につきましては、それぞれの単位子ども会や公民館、地区の意向を踏まえ、よりよい組織づくりに向け、相談や支援に対応してまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） ぜひそういうふうに社会教育課から仕掛けていってほしいというふうに思うことです。指導していってほしいと思います。

次に、市子ども会育成連絡協議会とか地区子ども会育成連絡協議会とかいろいろ聞きましたけれど、やっぱり公民館の子ども会、あるいは異年齢集団による活動、家庭、学校、地域の連携とか、こういうのが相まって子ども会の活動はにぎやかになっていくと思うんですね。

そういう中で進めていけば、寺子屋事業も難儀しないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。やはり難儀しているところを見ると、合同子ども会もまだ完全じゃないのかなという気がするんですが、いかがですか。

○社会教育課長（梅北成文君） 寺子屋事業につきましては、本浦地区のほうでモデル的に実施していただき、今年度以降、各地区での取組を進めていくというようなところでございますけれども、おっしゃるとおり、各地区を基本とした、同じ地域性のある地区での子どもの育成活動としてこの寺子屋事業は考えておりますので、おっしゃるとおり、特に子どもの呼びかけとか、そこについては地区の子ども

会育成会が担う部分が大きいと思っておりますので、そこは地区と地区の育成会でまとまるような形で、社会教育課としても支援等をしていきたいと思っておりますのでございます。

○15番（福田清宏君） 私は地区子ども会育成連絡協議会の活動を社会教育課が指導していかなくやいかんというふうに思うことですね。

終わりますが、新型コロナウイルスのワクチンの接種が始まりました。市民の皆さんへのワクチン接種が滞りなく進むことを願っております。

以上をもちまして全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は、午後1時15分といたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時14分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中和矢議員の発言を許します。

[4番田中和矢君登壇]

○4番（田中和矢君） 昨日の同僚議員の質問で、本年11月の改選に向けての田畑市長の進退に対する答弁は、熟慮中とのことでした。引き続き来期の4年間の市政を担う意志をお持ちだと私はお聞きしました、受け取りました。今回の自分の質問も、それを念頭に置いてやらねばならないかと思っております。

さて、新聞を各中学校のクラス全部に設置することについてお伺いいたします。

国のGIGAスクール構想で、ICTの活用による授業のデジタル化が推し進められ、学校教育においても、生徒一人ひとりに1台ずつのタブレット端末が整備されています。国においても、デジタル庁を新設するなど、時代の流れとして当然であります。この国の流れを否定したり、デジタル化の流れを否定したり、疑問視するものでは決してありません。

一方では、子どもたちの文字離れ、活字離れが進んでいるとも指摘されています。そこで、新聞を市

内中学校25のクラスに全て常備し、これを読む環境を整えることで、地域や日本国内だけでなく、世界の中で起きている様々な事象にも興味や関心を持ち、表現力や思考力、判断力を養うといった面でも、この新聞の活用は大きな効果があると考えます。加えて、自分とは違う他人の多様な考え方も知ることができ、幅の広い知識と社会性も得られます。

市長は、昨日も今日もそうですが、常々、子どもは未来の宝だとおっしゃっています。未来を担う子どもたちにとって、中学生の3年間のこの大事な時期に、全ての教室に新聞を身近に備えることについて、市長の考えと実現の見通しについてお伺いいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 田中和矢議員の御質問にお答えいたします。

新聞には、事件、事故、政治、経済から文化、スポーツまで、あらゆる分野の情報が網羅されています。児童生徒が日常的に新聞を読むことで、社会への関心や当事者意識を持って考えを深めていく力が高まるものと考えます。また、語彙力が向上し、活字を読むことに慣れるとともに、読解力が高まるとも言われています。

一方で、近年では、児童生徒や若い世代の方々に、新聞離れもあるようであります。

教室に新聞を常備することについては、学校における新聞の活用状況を踏まえて、教育長に答弁をいたさせます。

○教育長（相良一洋君） 田中和矢議員の質問にお答えいたします。

現在本市では、教室に新聞を常備している学校はありませんが、全ての中学校においては、新聞を図書室に一部常備して、子どもたちが自由に閲覧できるようにしております。また、新聞記事を校内に掲示したり、授業で活用したりしている学校もございます。

新聞を教室に常備することについては、有効に活用が図られるのであれば教育的価値があると考えますが、しかしながら、ただ単に新聞を教室に常備するだけでは十分な教育的効果が得られるとは言えま

せん。

市教育委員会といたしましては、まず、現在ある教育環境の中で、新聞をいかに有効に活用するかということに重点を置き、新聞の持つ教育的な効果を活かした教育の充実に取り組むことが重要であると考えます。

その上で、教室への新聞の常備については、本年度から配備された1人1台タブレット端末を活用した情報検索や、読書活動の充実との兼ね合いを検証するなど、その有効性について研究をしてみたいと考えているところです。

○4番（田中和矢君） 教育長のお答えは、まさに私が想像していたとおりの回答であったと思っております。

まず第一に、図書館に備え付けてあるというこの答弁ですが、私は図書館に行ってまで読む子どもというのはなかなかいないと思います。

そして、私がこの新聞を各クラスに常備していただきたいということを考えましたのは、最近、各家庭でも、大人の社会でも新聞離れが多くて、串木野地区、串木野、串木野西部、市来とあるんですが、トータル5,340と、以前からすると大分減っているということです。

また、教育長が答弁されましたように、タブレットやスマホ等で情報は得られるとおっしゃいますが、やはりタブレットやスマホでは、自分の興味関心のあるところ部分だけは確かに読むし、また、先ほど冒頭で言いましたように、それを否定したり、そういったつもりはありません。

やはり新聞には新聞のすごいメリットがあります。例えば、じっくりと読み込む。それから、1人が読み始めると、やはり周りのクラスの子たちも読んだり、それから、そのことについてそれぞれの意見を言い合ったり、そういった効果もあります。

市長も答弁されましたように、新聞からいろいろな事件や事故や、世界のいろいろな不幸な事象も、例えばデモやテロや、そういったこともしっかりと読み取ることができて、世間に、世の中に関心を持って生きることができると、そういう大変なメリットがあります。

デジタル機器の導入は、使い方次第で、生徒の学力向上や勉強への興味を呼び起こすよい効果ができると思います。教師、先生方にとっても、業務の改善につながり、生徒と向き合う、生徒の顔をしっかりと見て指導する、先生、教諭の本来の仕事の時間も生まれるのではないかと考えております。

新聞が教室内の身近にあり、これを読むことで、生徒たちが自らと向き合い、考え方をより深める機会となります。

当初、私は小学校高学年というのも事前通告のときには言いましたが、やはり小学校5、6年生では少し無理な面もあると思い、本会議のこの一般質問では、中学生ということに訂正させていただいております。

市内、中学のクラスが25教室あります。費用的な面で申し上げますと、1部が3,400円で、掛け25クラス、8万5,000円、これは月額です。12か月分で102万円となります。将来への投資として、決して高い金額ではありません。ふるさと寄附金基金を使えば、そのことによって本来のふるさと納税の趣旨ともまさに合致し、また、他市に先駆けてこの件を取り入れられれば、本当に有意義な先行投資だと思います。

私が今お話ししたことについて、教育長の何か反論なり、いやそんなことはないよということがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（相良一洋君） ただいま、教育の中に新聞を活用することの大切さというようなこと、いろんな情報が広がり、表現力、語彙力等も十分に備わってくるよというようなことを、田中議員のほうから御説明がありました。

ただいま、国のGIGAスクール構想の下で、小学校も中学校もそういうタブレット端末を導入しながら、やはり語彙力や、いろんなことについての検索を重ねたりして導入を進めているところでございます。

全国連合小学校校長会の研究紀要の中で、ICT活用が2019年度、これが7番目に来ていたそうです。それが2020年度には、ICTの活用が37.5%ぐらい伸びて、大体60%を占めるようになったと。これは、

コロナ禍におけるタブレット端末の活用率、GIGAスクール構想が前倒しになって、学校現場がそのように変わってきているというようなことの移替えじゃないかなと言われております。

やはり、新聞とタブレットを共用するということもありましょうが、学校は、今推し進めているGIGAスクール構想に則って、本市はやはり考えていく必要があるのかなということを考えております。

○4番（田中和矢君） 私は、GIGAスクール構想、それからタブレット、そういったものを利用して教育を進めていくことについて反対しているのではなくて、これは同時並行的に、やはりしっかりと読み込んで、そして場合によって、時としては、そのことについて同じテーマで、学校でクラス会なり、そういったものにも話題に上がることもあるそうです。

実は、ある他県の実例を基に話をしているんですが、そのことによって子どもたちの、私は学力の向上を目的にして言っているわけではなくて、やはり新聞を読むことによって、新聞を通して生徒自らが間接的な体験、あるいは間接的な経験をして、それを社会生活やいろいろな考え方にも応用していける。

少し市長も触れられましたが、事故や災害があったときに、新聞を読むことによって、ああこういうときにはこういう対処の仕方を取ったほうがいいのかとか、いろいろと考える機会も大いにありますし、また、反対意見もちろん、そうでもない意見もあります。新聞のデメリットというか、先導される、洗脳されるという面もないとは言えませんが、やはりその辺はきっちりと意識して読むことで防げるのではないかなと思っております。

昨日の同僚議員の質問の中で、教育施設の老朽化で補修や修繕工事に対する質問がありました。もちろんやるべきことです。このような物理的なものの対応は、もちろんやらなければならないと思います。

他面、ここが私が盛んに強調している面なんですけれども、精神的な面から、精神的な補助、あるいはいざなう、そういった意味で子どもたちの心の内面に関することはなかなか難しいことではあると思いますが、そういったことの一助としても、新聞を

利用して、生徒自らが様々な問題を、間接的な経験を積んでいくことはできる。そういった観点から、ぜひこの新聞を導入していただきたいと申し上げているわけです。

新聞は、毎朝自宅に届けられるテキストブックだと私は考えています。何とかこの新聞を導入していただいて、いちき串木野市の子どもたちの将来の教育のために活用していただけることを願って、この質問は終わります。

市長、私の説得というか考えの発露で、何かちょっとやってみるか、他市に先駆けていろいろとやっていたら田畑市長ですので、何か考えるところが起こったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 新聞の力といいますか、効能といいますか、それは今、田中議員が縷々お述べになりました。そのとおりだと思います。

ただ問題は、今現在図書室にあるわけですが、現在の状況でどのような活用がなされているか、そこをしっかりと把握を。その辺の、新聞にはこういうよさがあるんだ、新聞はやっぱり読むべきなんだと、そこらの入口論から、学校現場でやっぱり検討すべきじゃないかなと思います。先ほどの教育長の答弁を聞いてて、そんなふうに思いました。

新聞の持つ効能、力というのは、もう田中議員がおっしゃるとおりだと思います。

○４番（田中和矢君） ぜひ、新聞の導入に向けては、皆さんの理解を得て実現できることを期待して、次の質問に入ります。

２番目の質問ですが、ＬＥＤの外灯設置については、現行ではその設置費用の３分の２が市の補助を受けられ、残り３分の１について公民館等の自己負担となっております。市民生活の安全確保や防犯の面から、必要最低限の外灯の設置の費用は、公つまり市で負担していただけないだろうか。全額を市が負担して、夜間の通勤や通学、外出等も安心してできるというようなまちづくりを目指すべきではないでしょうか。

厳しい財政状況ではありますが、全額公費で負担するのは、１番目のときにも言いましたが、ふるさと

と寄附金基金の活用で、これは実現可能ではないかと考えます。このふるさと寄附金の基金は、まさにこのようなものにこそ使われるのがよいのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（田畑誠一君） 明るいまちにしたい、安全なまちにしたいという思いで、市としては、これまでは蛍光灯でしたよね、蛍光灯の時代は３分の１補助をしていたわけです。でも、ＬＥＤが普及されてから、ＬＥＤの魅力というのは電気料金がたしか３分の２になるんですかね。その上、この電球、寿命が７倍もつという事です。ということは、地域のそれぞれ公民館の皆さんにとりまして、維持管理費がとても下がるということです。ですから、ＬＥＤの普及に関しては、設置に関しては３分の１から３分の２を、他の補助に対しては、そういった思いで比較的高い補助をしているところであります。

現在、市では、幹線道路の交差点、踏切などの交通安全上必要な箇所及び駅やバス停など防犯上特に必要な箇所において、ハイウェイ灯などを設置しているところであります。地域内の外灯につきましては、各地域の防犯活動として、地域の実情に応じて、自治公民館等により設置がなされております。

外灯を蛍光灯からＬＥＤに交換することで、先ほど申し上げました、電気料金が約３分の２と安くなる、寿命も約７倍となるということで、地域の皆さん方の、公民館の皆さん方の維持管理費が軽減されることからＬＥＤ灯を推奨していきたい。そういう思いで、補助率を、他の事業と比べては比較的高い３分の２の補助としているところであります。

外灯の設置については、地域による安心安全なまちづくりへの取組として、生活道路など防犯上必要な箇所については自治公民館で設置していただいて、この今の補助制度をぜひ活用していただきたいと思っています。

○４番（田中和矢君） 今、以前と比べて、補助率や補助の対象、そういったものはかなりよくなっているというお話をお伺いしました。

ただ、公民館自己負担分の３分の１、それが公民館がなかなかこの外灯設置に充てるお金がないというのが各公民館の実情でもあり、各公民館の幹部の

方、館長さんたちからよくそのような要請があります。そのような要請というのは、必要最低限度の場所には、例えば学校周辺、それから駅からそれぞれのある程度の大きな通りに入る道、それから中学校などは、今の時期は1年で一番日が長い時期ですのでいいですが、11月以降になると部活から帰るときには真っ暗な中を女の子が帰るというふうな現状もあります。

それで、こういったことを、私議員になってからずっと最初からお願い、あるいは要請をしているんですけども、「例えばどんな場所が、じゃあ、特に暗いと感じているんだ」ということでありましょうから、例を挙げます。串木野駅の交差点から美容室の東京ドリームヘアーの前、それから春田内科整形外科の間、それから新港大橋の通り、ここですね。ここなんかは本当に真っ暗だと。以前、学習塾の昂があった頃にはまだよかったけれども、西側の事業なさっている奥さんなどから、もうぜひこのことをやっていただきたいという要請もあります。

そのほかAコープの通り、えんでん内科、県営住宅、太陽保育園の通り、これも車で夜走っていてライトを消しますと真っ暗になります。県営住宅などにはかなりの方が入居されて住んでおられまして、住宅の性格上、若い女性や若いお母さん、若い子どもがいっぱいおります。ぜひこういうところも気をつけていただきたいし、あと2か所、鹿児島銀行から勘場蒲鉾屋さん、吉見天寿堂のあの通り、これも真っ暗です。一度、鹿児島銀行の支店長が、何かそのようなことを、赴任の挨拶のときに書いてあったのを読んだこともあります。

それから、国道3号線にあります喫茶店のジャマイカから川崎産業、それからロータリーの部分、ここも非常に暗い。駅を利用して、それぞれの家に向かう若い方々が非常に身に危険を感じるぐらいの暗さです。

これなど例を少し挙げましたが、いちき串木野市内にはこういった箇所がかなりあるのではないかと思います。どうか、このことも、安心して暮らせるまちづくりという観点からも、何とかこれを実施して、全額公費で最低限度の外灯を設置をするという

ことを導入していただけないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 地域内の外灯につきましては、地域の防犯活動として、各自治公民館で計画的に設置され、維持管理を行っていただいております。

市が街路灯及び防犯灯を設置する場合は、基幹道路の交差点、カーブ、踏切、橋梁、水路など、交通安全上必要な箇所、また、駅、バス停、公共施設等、人通りが多く防犯上必要な箇所とするなど一定の基準を設けており、設置する外灯は基本的にハイウェイ灯としております。

先ほど申されました駅から海岸への部分、Aコープ通り、それと鹿児島銀行から吉見天寿堂、ジャマイカからロータリー、こちらにつきましても、この一定の基準に従いましてハイウェイ灯の設置はしてございます。

地域内の外灯については、地域の防犯活動として、生活道路など防犯上必要な箇所について自治公民館で協議をしていただきまして、自治公民館で設置をしていただき、この補助制度を活用していただければと考えております。

○4番（田中和矢君） まちづくり防災課長の答弁は、従来からの答弁と何ら変わっていません。外灯の設置基準であったり、こういった場所には設置するというようなこと、私が7年前に議員になってから言い続けてきていることは全く耳に届いておられないような気がいたします。

LEDの外灯を使うことによって、例えば私の家の前の通りなどは、月々何万もの費用を九州電力さんにお支払いしていましたが、LED化、LED外灯の導入によって、1灯が三百五、六十円で済んでいます。設置後のメンテナンスや電気料を心配される向きもあるんでしょうけれども、決してそういうことはありませんので、もう少し前向きな答弁がいただけるように今後も協議して行って、実現していただきたいと考えます。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 外灯の設置につきましては、もう先ほど言ったとおりの状況で、一定の基準を設けております。設置する外灯は、基

本的にハイウェイ灯という形にしておりますので。そしてまた、生活道路など防犯上必要な箇所、これらについて、やはり公民館の中で優先順位といいますか、どうしても必要な場所というのがあると思います。そのようなところをまず、順番にしていこうという形で、そして設置については、補助制度を活用していただきたいという形で考えているところでございます。

○4番（田中和矢君） 先ほどから2回もハイウェイ灯のことをおっしゃいますが、あのハイウェイ灯は1基で二百数十万円かかるはずで。私が申し上げているLEDの外灯設備は、ハイウェイ灯1灯で30も40も、あるいは50もつけられる、そういうものなのです。1か所に、しかも高いところにあってもほかは真っ暗というんじゃない意味が。決してそれを駄目だということではなく、それはそれで大きな交差点とか必要な場所につけるのは結構ですが、やはり数で、五、六十メートルおきにある程度の明かりが確保できる、そういったふうに進めていってもらうように考えております。

ハイウェイ灯は1基が250万円から300万円ぐらいするそうです。ぜひ考慮していただきたいと考えます。

それでは、3番目に入ります。

街路樹の剪定、伐採についてですが、国の方針で、街路樹やその下の低木の植栽を進めまして40年以上が経過した現在、市内の各地で街路樹が高く伸びすぎ、あるいは低木の植え込みが茂り過ぎて歩道を狭くしたり、そのことによって見通しも悪くなったりしております。街路樹の枝が電線に触れるなど、かなりの支障が出ているところがあちこちに見られます。近隣の方々からは、その方々の高齢化で、その落ち葉による掃除、処理もなかなかできないと。腰が痛い、足が痛い、手が痛いというようなふうで、手に負えないという相談も多数受けております。

市としましては、計画的な剪定伐採を実施されてはいます。私がこの一般質問の事前調査の聞き取りを5月1日にいたしました。具体的に聞き取りのときに言いました大原の浜田通りというんでしょうか、ガソリンスタンドからカワシマ商会（印鑑屋さ

ん）、亀崎染工、横須ラジオ店の通りは、今朝こちらに来るときにもう1回確認してきましたら、ぱつぱり切っております。非常に喜んでおられます。もうびっくりするぐらい見通しもよくなり、電線からはかなり離れて、いい剪定をしてあると思います。

私は、この際、剪定、伐採だけではなくて、場所によっては間伐も視野に入れて。間伐、つまり撤去することも視野に入れてやっていただければいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 街路樹の管理につきましては、高木の伐採、低木の剪定、害虫駆除、除草作業等を、街路樹管理業務委託によって、造園業者と市の直営作業班で、適切な剪定期間に年次的に管理をしているところでございます。

また、高木の枝が電柱等の支障になっている箇所につきましては、九州電力、NTTなどと連携を取りながら、適切な高さになるよう引き続き管理をしております。

○4番（田中和矢君） この広いいちき串木野市で、どこもかしこも一気にやるというのは難しいことだろうと思いますし、そのような無理な要請はしておりませんが、やはりこれだけ温暖化が進み、湿度が高くなり温度が高くなると、木の伸びもすごく成長が早いみたいです。自然と戦うことは本当に大変なことで、なかなか難しいことでもあります。

高木の下への植え込み、サツキは綺麗ではありますが、よっぽど剪定をし、手入れをしないと、本当にみつともない状況になってしまいます。

今あちこちで、各建設業者の方々が中心で伐採、剪定をなさっていますが、上のほうだけ幾ら刈っても、すぐ1か月もしないうちに低木の中からカヤが伸びて、全く見苦しい状態になっています。もう少し、上だけを切るんじゃないで、低木の中の植え込みを隙間を空けて切るなど、少し気を遣った、配慮した剪定を指導、指示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 低木の管理につきましては、通学路や交差点付近、また横断歩道のあ

ております。今後も、委託業者と剪定方法について協議をし、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 限られた予算で、なかなか大変だとは思いますが、効率のよい作業、剪定、伐採、加えて、できれば撤去する場所も考慮してやっていただきたいと思います。

先ほどの外灯のときと同じように、二つだけ例を挙げますと、一番人が集まるAコープ、それからえんでん内科、県営住宅、外灯と同じく街路樹等、低木も大変繁茂しております。

そして、あそこには太陽保育園もありますが、その太陽保育園の近くの横断歩道の前後周りに低木がかなり茂っていれば、ちっちゃい子は本当に見えません。運転手からも確認、視認できないような高さまで茂っています。こういったところは、横断歩道の近く、運転手さんの、ドライバーの視線を妨げるような場所については特に、撤去することも含めて考えていただきたいと思います。

鹿児島銀行からロータリー、勘場蒲鉾店の通りも、外灯のところと同じように大変な茂りようです。それから、すぐ後ろのほうの昭和通りもかなり高木が茂っております。特に北側の海に面したところなど、たなか屋さん、食堂の前後、もうみっともないぐらいの高木の茂り方と低木の繁茂です。こういったところも、よく黄色い車でパトロールされますが、しっかりと真剣に見て回ってやっていただきたいと思います。

次に、最後の都心平江線の五反田川に架かる新橋の供用開始についてお尋ねいたします。

ロータリーから五反田川を横切り平江の丘につながる五反田川に架かる新橋の本体の工事完了は、既に数か月前に済んでいるように見られます。しかし、今現在、通行止めの状況で、市民が利用できない、渡れないままに、放置とは言いませんが、なっています。

この橋のいまだに使えないネックとなっているその理由、原因は何なのか、まずお尋ねいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 市道都心平江線の改良工事は、橋梁上部工工事及び市街地側の取付工

事が令和3年3月までに完了しており、現在、右岸の用地交渉を行っているところであります。今、まだ用地交渉、締結していないということで、工事に着手できないという状況です。

○4番（田中和矢君） この橋には総額10億円ぐらいの費用がかかっていると思いますし、これは、幾ら市は負担していないとはいえ、市の負担はないとはいえ、少しあったんですかね、国が、あるいは県が、原発事故の避難道路の一環として五反田川に橋を架けた、五反田川には、何年か前、ある同僚議員が言いましたが、4本通っていると。これ必要かと言われるような話もありましたが、これは避難道路ということで整備されております。

このいまだ通れない橋が、用地買収と用地交渉とおっしゃいますが、具体的にやっぱりあの周辺に住んでいる者としては、どんなことがネックになっているんだろうかと。ある一人の方、実は知っているんですけど、まあ言うわけにはいきませんので、ある一人の地主だけの問題でこれができないのであれば、強制執行、法による収用とかを利用してやるというようなことは考えておられないのか、お尋ねいたします。

○市長（田畑誠一君） この市道都心平江線の橋梁上部工が、なかなか工事ができなくて、今、田中議員お述べになられましたとおり、市民の皆様方に大変御心配をおかけしております。

そこで、強制執行というお話も出ましたけれども、強制執行については、今申し上げられませんが、市としましては、これまでも誠意を持って精いっぱい提示をしております。また、地権者の方でも熱心にいろんな協議に応じていただいておりますので、これからもさらに粘り強く、用地交渉に御理解いただくように努力を重ねてまいりたいと思います。

○4番（田中和矢君） いろいろと公共工事を執行するに当たり、いろいろと問題もあるとは思いますが、ちまたではこの橋が、名前決まってないから「無駄橋」というふうな声もございます。どうかそのようなことにならないように、できるだけ早く供用開始が行われるように御尽力いただきたいと思います。

全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 次に、西別府治議員の発言を許します。

〔11番西別府 治君登壇〕

○11番（西別府 治君） 日本は4月の気候変動サミットで、温室効果ガス削減を、2013年度比26%から46%へ大きく引き上げました。温暖化対策の国際枠組みパリ協定は、世界の気温上昇を、産業革命前と比べ1.5度に抑える目標を掲げています。全く対策しなければ最大で4.8度上昇し、対策を取っても1.7度の上昇が予想されています。

既に日本は、昨年10月に2050年ゼロを約束しています。このためには毎年3.1%を削減し、2030年には45%削減が必ず必要であります。目標を実行できなければ、2050年ゼロに真剣に取り組まないということの世界に表明することになります。

政府の温暖化対策本部は、再生可能エネルギーの最大限の活用、地域の脱炭素化への支援、投資を促す刺激策など、取組を強化します。私たちは残り僅か9年で達成しなければなりません。

そこで、行政内における2013年度を基準とする2019年から2030年までの、いちき串木野市地球温暖化対策防止活動実行計画（事務事業編）の取組状況と目標達成について伺います。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 西別府治議員の御質問にお答えをいたします。

冒頭で申されましたが、世界には大きな課題がたくさんあります。地球規模の共通の最大の課題は、何と言いましても地球温暖化であります。その点についてのお尋ねであります。お取上げであります。そこで、本市のいちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）であります。取組の状況と目標達成についてであります。

この計画では、低炭素社会を築くため、市役所が率先して取り組む責務として、温室効果ガス排出量の削減率目標を定め、日常の事務事業を通して、職員一人ひとりが認識し、省エネ、省資源、省CO₂の取組を進めております。具体的には御存じのとおり、

クールビズ、ウォームビズの推進、空調の適切な温度設定など職場で身近に実践できることや、機器の設置更新時に高効率な省エネ機器の改修等を主な取組としております。

令和元年度の温室効果ガスの排出量は、5,415トンCO₂であります。基準年の平成25年度と比較をしますと、694トンCO₂、すなわち11.4%を削減しております。

なお、平成25年度の温室効果ガスの排出量を基準として、令和12年度までに排出量を31%削減することを目標としておりましたが、昨年度、いちき串木野市建物系個別施設計画が策定をされ、計画の対象となる施設の変更があったことなどから、本年3月に削減率目標を42%の削減に見直したところであります。

今後も引き続き、温室効果ガスの削減に努めてまいります。

○11番（西別府 治君） 庁内の温度管理、また機器の更新時に高効率の機器を入れながら進めていく。そしてまた、早速31%から42%、これかなり努力をする必要がありますけど、高い目標を設定しながら進めていくということをお聞きしております。おおむね順調な流れかなというふうに考えております。引き続き、市民、事業者を含めた展開を進めていかれることを申し添えておきます。

次に入っていきたいと思いますが、2012年ですけど、新エネルギー大賞という、経済産業大臣賞を受賞しましたね。「環境維新のまちづくり薩州自然エネルギー工業団地事業」というのがあります。これを核にしたのが、今から質問します2018から2027まで実行中の地域創生エネルギービジョン、この重点プログラムの再生エネルギー等の中間報告についてお伺いいたします。

○企画政策課長（北山 修君） 地域創生エネルギービジョンについての御質問になりますが、本市は、再生可能エネルギーの導入を通じまして地域の活性化を図る環境維新のまちづくり、これを推進しているところでございます。今お述べになりましたように、このビジョンを平成29年に策定いたしまして、平成30年度から令和9年度までの10か年間取り組ん

でいく具体的方策を明らかにして、地域及び関係者と連携を図りながら再生可能エネルギーを活用した地域、それからまちづくりに向けた施策の実施のための指針、そういうことで、この地域創生エネルギービジョンを策定したところでございます。

このビジョンでは、まず再生可能エネルギーの導入目標といたしまして、導入量を7万7,071キロワット、導入比率として23.2%を設定しております。今、中間での状況ということでございますが、2022年度までの前期5か年の目標といたしましては、この導入比率を21.8%というふうな形で目標設定をしているところでございます。

○11番（西別府 治君） 場所はもう皆さん御存じだと思いますが、西薩中核工業団地のところですよ。ですから、それについてはもう説明は申し上げません。

お聞きする中においては、私が持っている資料と比較しましても、おおむね順調に行ってるんじゃないかなと思っております。

それで、この環境維新のまちづくりのプロジェクトですけれど、再エネと電力の地産地消につながって展開をされていらっしゃる。今まさにこの状態を求められているのが今の自治体の姿であります。それを先駆けて、先取りして行われているのが、この施策であります。

そして、民生部門というのもございまして、産業部門もありますけど民生部門というのもございまして、家庭として、市全体の中での家庭の在り方というのでも展開をしております。

太陽光プラス蓄電池の強化等を含めながら、今後ともさらなる環境維新のまちづくりの実現を、達成、進めていかれることを申し添えて、次の質問に入っていきたいと思います。

次に、自治体排出量カルテによる、部門・分野別の温室効果ガスCO₂の本市の傾向と経年変化について伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 自治体排出量カルテは、環境省が部門別CO₂の現況推計結果に基づいて地方公共団体の温室効果ガス排出量を見える化した統計資料であります。

産業、運輸、家庭、業務その他、一般廃棄物分野の五つの部門で構成され、排出量や活動量の定量的な数値データを経年推移で把握することができるため、再生可能エネルギー導入促進や自治体の諸施策検討に活用できる資料となっております。

本市のこの部門・分野別の温室効果ガス排出の傾向と経年変化についてであります。

本市におけるCO₂総排出量は、平成17年度が31万トンCO₂、平成30年度が16万2,000トンCO₂であり、約47.7%の削減となっております。ハイブリッド車や電気自動車の普及、各企業における高効率な機器の導入、再生可能エネルギーへの転換などにより、排出量は年々減少してきております。

排出量の割合については、平成17年度は、産業部門が約53%を占め、その次に運輸部門25%でありました。平成25年度もほぼ同じ割合で推移しております。最新の平成30年度のデータでは、運輸部門が38%に伸び、これまで最も多かった産業部門が29%に減少しておりますが、県全体の割合20%と比べて高くなっております。

○11番（西別府 治君） たくさん大きな数字の説明がありましたので、分かりにくいと思います。そしてまた直近の、これ10年間ぐらい、約七、八年あって、それ全部データ化されておるんですけれど、直近の部分ですけれど、産業部門ですね、イメージ的に西薩中核工業団地をイメージしていただければいいと思います。あの中で、企業が努力をしながらCO₂の削減は進んでいるんですけれど、全体の中で、県が17%に対して本市の場合は29%、高いんです。これは削減をしているけど、産業の活動、いわゆる経済活動が旺盛にあるというふうに私は判断するべきではないかなというふうに考えております。食品等、いっぱい工業団地、ありますよね。そういったのが、非常にいい流れの中で展開をしている部分であるというふうに考えております。運輸部門とか、そういったのは大体一定ですから。

項目が4項目、5項目ありますけれど、その中の家庭部門というので10キロワット以下の太陽光の発電というのが、民間の家とかそういったところでもされておりますが、その導入状況について説明をい

ただきたいと思います。

○市民生活課長（久保さおり君） 自治体排出量カルテによりますと、本市における10キロワット未満の太陽光発電設備の導入件数累積は、平成26年度が882件、令和元年度が1,086件であります。

○11番（西別府 治君） 平成26年度から今説明がありまして、令和元年度までですね。数字的にはあまり上がっていないんですけど、補助金のこともありました、いろいろあります。ただ、私、こういう話をよく聞きます。再エネ、太陽光発電に対する認識は持っている。ただ、売電だけではなくて、もっと個人が自由に使える蓄電池等をやはり入れながら進めていくことが必要ですよということをよくお聞きします。

私たちは、地域全体の中では再エネのポテンシャルはかなり大きいんじゃないかなと思っております。例えば電気自動車、プラグインでもいいです、それがあれば、車は昼間出て行って夜帰ってきますから、蓄電池があればそれで充電ができて、そしてそのことによってガソリンを使わない通勤が可能になってまいります。そういったことをおっしゃっていらっしゃいました。

市長、いろいろ説明をしておりますけど、カルテです、カルテ。病院のカルテと一緒に。大変分かりやすく、環境省が設定をしております、内容が非常に広範囲であって使い勝手もいいです。例えば、先ほど担当課長も申しましたが、見える化、よく全体を見ることができる。本市の在り方、そして、近隣の市と大体比較しますが、そうではなくて比較しやすい全国の自治体の現状というのを列挙されまして、それも分かりやすくなっております。そして、また、産業活動による分野別の排出などがあります。

そこで、市長にお聞きしたいと思います。この自治体排出量のカルテを、市民の方々にもお知らせをせないかんのじゃないかというふうに考えます。ただ、今回聞き取りをする中において、職員全体が今の現状を、このカルテを見るということによって、もっともって伝える力が増えてくるんじゃないか、市民に、事業者にとりまして、ここら辺りの、

段階的にですけれど、職員にまずこのカルテの開示というのを進めることはできないか、お伺いいたします。

○企画政策課長（北山 修君） 再エネのポテンシャルが高いということで、本市は、そういうことで今後再エネを普及促進していかないといけないということになります。

今おっしゃったように、このカルテを見ることで本市の現状、これが分かってくる。そうすることで、また、将来の再エネの普及促進、導入促進につながっていくかなと思います。

このカルテ自体が国のホームページを見ないと今のところ見るできないということになっておりますが、このことについてはまた、職員のほうに、職員ポータルサイト等がありますので、そこに表示して職員等も見れるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 課長、今の見れないということですけど、このサイトをですね、全体を見れないということですか。

○企画政策課長（北山 修君） 失礼しました。このカルテ自体は国のほうのホームページを見れば見られるんですけども、そこまで行かないと見られない状況になっていきますので、すぐにでも職員が見られるように、市の職員のポータルサイトというのがありますので、そういったところに掲示して、職員の方々がすぐにでも見られるような取組をしていきたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 市長、今の説明の中で、環境省のホームページまで行って見つけんと見れないけど、市のポータル、自分たちのサイトの中で見れるようにしますよということでもあります。

でも、いろんな事務事業を本市職員の方々はされていきますから、やはりこれを職員一人ひとりが理解をしていかないと、事務事業もそうですけれど、後ほど区域施策編とかに入ってきますから、これぜひ何らかの格好で職員の方々に勧めていくことができたかなと思っております。

それで、今もうパソコンが非常に進化しております、パワーポイントでこの絵を載せて切りつけて

いくのがありますから、紙芝居風でもいいと思います。何かそんなふうにですね。

ちょっと市長、ぜひこれはもう市長の決断の中だと思うんですけど、そう時間はかからないと思いますから、ぜひちょっと御意見いただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 私たちの目指す社会と課題は、冒頭に壇上で申されましたとおり、まさに温室効果ガスの排出量をいかに減らしていくかということとであります。

そういった面で、環境省が自治体の排出量カルテを作成しているということは、それぞれ五つの部門に分けて、産業、運輸、家庭、業務、廃棄物、いろいろありますが、この環境省がこういうカルテを全国の自治体にちゃんと示しておるということは、要は、さっき申し上げたとおり、温室効果ガスの排出量を減らすために、自分の自治体はどの位置にあるのか、他の市町村はどうか、あるいは高い位置にあるのか、それはどういう努力をしているか、自治体の診断書だと思うんです。診断書は診断書であっても、自治体が進むための資料のための診断書だと思うんです、自治体を鼓舞するためのですね。

だから、いろんな結果が出ておりますが、とても、おっしゃるように大事だということです。今、この内容自体、インターネットで国のホームページか何かに出ておるという状況ではありますが、要は、職員みんなが、この自治体排出量カルテとは何たるやと、何の目的にあるのか、これをどう活用すべきか、そこらの研修から始めなければ、あれを見ただけでは分からないと思うんです。ですから、企画政策課を中心に、そういった研修の場を考えるべきだなということを、今御提言を受けながら思ったところです。

○11番（西別府 治君） 研修、ぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

次に行きたいと思います。脱炭素に向けた地方自治体の取組であります。今、市長がまさしくおっしゃいました地方自治体の取組であります。

その中で、気候変動サミットで、先ほども申しましたが、2030年度に炭素の削減量46%の目標を掲げております。その目標に対する本市の行動の在り方

について、5月26日、先月参議院で成立いたしました改正地球温暖化対策推進法に追加された基本理念と自治体の再エネ導入と目標について伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 今お述べになりました、今年5月26日に成立しました改正地球温暖化対策推進法、これに基本理念というのが新たに加えられたわけでございます。

この基本理念には、地球温暖化対策の国際的枠組みパリ協定の目標を踏まえて、2050年までに脱炭素社会の実現ということが明記されました。その実現のために、国民をはじめ、国及び地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないというふうにしております。

また、市町村の役割につきましては、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素の取組として、脱炭素化を促進する事業に係る促進区域の設定、それと再生可能エネルギーの導入目標を定めること、これに努めることが規定されております。

地球温暖化対策推進法の改正は、再生可能エネルギー促進の後ろ盾となり、今後ますます地域や事業者による脱炭素の取組が加速し、地球環境と経済の好循環が図られるものと考えております。

もう一つ、再エネの導入目標についてですけれども、この改正法の中で、地方公共団体の実行計画、これを策定ということとなっております。地域脱炭素化の促進事業の目標であったり、対象となる区域、いわゆる促進区域といいますが、そしてその促進区域で整備する施設の種類とか規模、その整備と一体的に行う取組、また併せて環境保全社会及び経済の持続的発展に資する取組、こういったものに努めるようになっております。

再生可能エネルギーの導入目標については、先ほど申し上げましたいちき串木野市地域創生エネルギービジョン、ここの中で目標設定をしておりますので、今回のこの法的な後ろ盾ができたということで、また国の支援を受けながら再生可能エネルギーの導入促進、こういったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 対策の、2050年カーボンニュートラル、その年限を法律に今回明記をしてお

ります。法律として、日本国民がこれを履行していくということです。そしてまた、国内では年限まで明記したのは初めてであります。やってないです。それで、海外ではイギリスのみというふうに考えております。これは政権が交代しても、地球温暖化対策は国策として遂行していくんだということで、義務を担っているということらしいです。

この国際的な枠組みの話と、もう一つ、私たちが再エネを入れていかなければならない理由というのが、エネルギーのいわゆる自給率、日本の自給率らしいです。2012年、10年ぐらい前ですけど、僅か6%であります。そして、再生可能エネルギーを入れた、太陽光等を含めて入れたことで、自給率が11.8%、12%まで上がってきておりますけど、世界の順番から言えば、34位らしいです。先進国ではもちろん最下位であります。ですから、自給率を上げるためにもこの再生可能エネルギーというのを入れていかなければならないというのが、国の二つの方向性の中での方針かなと思っております。

それから、いわゆる導入目標の開示ということで、努力義務であります、市町村の場合は。ただ、これはもう確実にやらなければならない義務ですから。県は市町村に対して様々な影響を持ってまいりますから、恐らく、努力義務として緩やかに見えてますけど、そうはならないだろうなということであります。

そこでお伺いします。先ほどもおっしゃいましたが、区域施策編について。事務事業編はもう既に出来上がっておりまして、42%の削減という目標が掲げられておりますけど、区域施策編について、どのように進めていかれるか、お伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 大変グローバルな世界的課題について、熱心に大変な御議論をいただいております。

これまで、地球温暖化対策推進法というのはあったわけですね。ところが、どんどんどんどん環境が悪化して行って、なかなか成果が上がらない。そういうことで、これを一步前に進めるために、先ほどから言っておられますように、今年の5月26日に、今まではその主目的しかうたってなかった、これで

は進まないということで、先ほどから言っておられる基本理念を加えたんです。

その基本理由を加えた目的というのは、パリ協定、2050年のカーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念を進めるために新設をした。そして、地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度を創設しなさい、具体的に。つまり、言葉を換えれば、目的は、再生可能エネルギーをどんどん増やしていきなさい、そのための応援の法整備をしましたよということだと思います。狙いはそういうことだと思います。今言われた質問の細かい点については、課長から答弁いたさせます。

○企画政策課長（北山 修君） 市のほうでは、先ほど来申し上げておりますように、地域温暖化防止活動実行計画の事務事業編、これに基づきまして温室効果ガスの排出抑制を図りながら、第2次環境基本計画、これも策定しましたが、こういった各種施策を推進しているところでございます。

また、さきほどお尋ねの地球温暖化防止活動実行計画の区域施策編、これにつきましても策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○11番（西別府 治君） 市長がおっしゃるように、後ろ盾であります、国がバックアップをしております。そして進めていくということでありますので、早い段階から入っていただけたらと思っております。

一つだけ、市長、今まで本市にも三つぐらいあります、たくさん出している会社が。そういったところの二酸化炭素の排出量というのは、許認可がなければ見れなかったんです。今後は、この法律によってオープン化しました。ということは、銀行が投資をする目的で見ることができます。そして、企業がこんな設備を入れていくんだということに対する明確な根拠ができるようになるそうです。ですから、経済とともに二酸化炭素は増えていきますけど、それを抑えながら経済活動と並行していく、何かそんなシステムまで考えていらっしゃると思いますので、国としては、区域政策編、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に入っていきたいと思います。国内のゼロカー

ボンシティ表明自治体と主な取組施策について伺います。

まず、国内の最新のゼロカーボンシティの表明自治体と参加人口について伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 令和3年6月1日現在のゼロカーボンシティ表明自治体数は、40都道府県、234市、6特別区、97町、19村の計396団体、総人口は約1億1,037万人であります。

県内では、鹿児島県、鹿児島市、指宿市、知名町の4団体となっております。

なお、今月8日に薩摩川内市が新たに表明しております。

○11番（西別府 治君） ゼロカーボンシティです。これはハードルが高いんじゃないかなということで私も調べておったんですけど、今発表がありましたように、すごい数です。1億を超えている、1億1,000万人です。ですから、決して我々が無謀なことをやるんじゃないくて、もう既に始まっている状況にあるというのを考えているところであります。また今後も増えていくことになると思います。

それから、九州は、太陽光発電とか地熱とか、国内でもトップレベルであります。その特性を活かして、この九州の表明自治体の特性や社会性などを含めた内容をお聞きしたいと思います。

○市民生活課長（久保さおり君） 九州内での取組状況であります。九州内では、6月1日現在、48自治体が表明しております。そのうち、人口約1万4,000人の福岡県大木町においては、環境と経済の両立や公共施設から排出するCO₂ゼロを目指し、省エネ対策、再生可能エネルギーの普及促進、公共施設の使用電力の100%再エネルギー化などの取組が行われております。

また、人口約3万2,000人の長崎県平戸市においては、風力や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、省エネ対策の実施、森林の適正管理による森林吸収源対策などの取組がなされております。

○11番（西別府 治君） 長崎県の平戸市と福岡県の大木町、二つを取り上げていただいております。

市長、平戸市は本市とよく似ていますよね。海があって、海産物があって、そしてまたふるさと納税

では日本一になったこともありました。そしてまた森林もあって九州にある。本市もすぐ森林が街の背後にあります。

そして、この大木町というのがコンパクトシティであります。インターは、八女インターから降りていくところなんですけれど、JRの線と福岡大牟田線の西鉄の線と二つありまして、その中で展開しているわけです。もう森とか全く山とかそういうのはなくて、街です。その中でも、こういった、いわゆる脱炭素化を図って進めていくという宣言をしているわけです。

そして、もう一つの特徴が、みやまスマートエネルギーとの連携。うちも、いちき串木野電力は、みやまスマートエネルギーと連携をして展開していますよね。ですから、平戸市もですけど、大木町もですけど、非常に近い、我々が理解しやすい、何かそういった内容にあるんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、やっぱり課題があるそうです。経済の活性化、福祉の充実、防災の優先課題、そしてまた資金や人材の行政資源に制約があるということをおっしゃっております。それを、カーボンシティと課題の両方を解決しながら、体系的、一体的に進めていく、これが今やられている姿らしいです。

思い起こせば福岡県の朝倉市でも雨が降りまして大変でした。九州は、そしてまた去年は人吉市、ものすごい状況でありました。そういう中において、熊本市を連携中枢都市として18の市町村が、ちっちゃな町までですけど、つくり上げてゼロ宣言をしているらしいです。

いろんなことを踏まえながら、まだまだ今後も被災については起こり得る可能性は私は高いと思っております。九州が一体となりながら進めていくことを、ぜひ参考にしていただけたらというふうに考えております。

次に入っていきたいと思います。脱炭素ロードマップの集中期間、2025年です、あと4年です。本市の施策方針について伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 本市ではこれまで、環境維新のまちづくりとして、最も環境負荷の少な

い工業団地として、西薩中核工業団地を次世代エネルギーパークとして情報発信を行ってきているところです。また、平成28年には、本市も出資して、株式会社いちき串木野電力を設立して、市民サービスの向上等に取り組んできているところでございます。

また、民間事業者においては、本市の豊かな地域資源を活用した木質バイオマス発電や、陸上、洋上等の風力発電等の導入計画も進められております。今後、こういった再生可能エネルギーの導入促進が進むものと考えているところでございます。

こうしたことから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、地球温暖化防止対策実行計画の事務事業編、あるいは区域施策編、こういったものを策定していくわけですが、併せて、地域創生エネルギービジョンに基づきまして、この再生可能エネルギー導入を進め、市民の理解促進と民間事業者の取組を支援するとともに、先ほど申しました株式会社いちき串木野電力による再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消、こういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 次世代エネルギーパーク、また、新電力、バイオマス、いろいろなものを取り入れながら進めている状況であるということでもあります。2025年です。あと4年です。まずできることからやっていかないとというのが、このロードマップであります。

それで、6月9日、つい先日、小泉環境大臣と菅総理大臣がテレビに出ていまして、100か所の促進区域をつくるんだということです。そして、家庭、企業で電力に伴う温室ガス効果の排出を実質ゼロに持っていく。範囲は、今おっしゃったような住宅地やら団地やら、都市の住宅街です。おまけに、農村や漁村については2050年を待たずにカーボンニュートラルを達成していくという強い心意気であります。

例えば、例で申しますと家庭部門ですけれど、屋根に置いた太陽光発電で地産地消しながら蓄電池をセットしていく。このことによって、災害時の対策やら、使い勝手のいい電力を使えるようなまちづくりが展開されていくのではないかなと思っております。

その中で、菅総理はこんなことを言うておりました。「再生エネルギーを使って、ふるさと納税ができるんじゃないかな」ということを言うていましたけど、これ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（北山 修君） 本市といちき串木野電力では、令和元年12月から、このふるさと納税に、本市の太陽光発電で発電した電力をふるさと納税の返礼品として提供をしていたところでございます。

しかしながら、総務省のほうから、地域内だけではなくて地域外で発電した電気と混ざる、こういったこともあるということで、地元産品に限るとした基準に合わないという指摘がありました。これを受けまして、ふるさと納税の返礼品としての提供を今中断しているところでございます。

ただ、報道によりますと、今回、国のほうが、地元で発電され自然環境を活かした電気に限って、ふるさと納税の地元産品基準に適合すると判断されたとのことですけれども、これについては、現段階、市としまして、その経緯とか詳細については承知しないところでございます。追って、総務省のほうからでも詳細が示されるかと思いますが、これが認められるとなりますと、地域電力に関する認知度が高まるとともに、収益の一部を、子育てとか地域活性化に還元していくという、このいちき串木野電力の考え方、こういったことに、地域に住んでいなくても地域外の方々が応援できる仕組みづくりになっていくんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○11番（西別府 治君） 菅総理が言ったのは、追って自治体に通達するというところでございます。まだ通達が届いてないから今そういったことだろうと思いますが、これは確実にふるさと納税としてできます。今、本市がいろいろな、みやまスマートエネルギー構想やら入れた、全部を網羅したところで、一つ大きなチャンスがまた来たんじゃないかなというふうに考えておりますので、通達が参りましたら、足元からできるロードマップでありますから、2025年までの推進を強く進めていただけたらというふうに考えております。

次に行きたいと思います。気候危機や防災・減災に立ち向かうためにも、本市もゼロカーボンシティを目指すための政策について伺います。

○企画政策課長（北山 修君） これまで、本市では、先ほど来申し上げています地域創生エネルギービジョン、これを策定して再生可能エネルギーの導入促進に努めてきているところでございます。

また、昨年度、令和3年度からの10年間を計画期間としました第2次環境基本計画、これも策定したところでございまして、自然環境や地球環境など五つの分野別に基本施策を掲げているところでございます。

その地球環境分野の施策展開の一つに、環境負荷の少ない環境の創出といたしまして、低炭素社会の形成、これを掲げ、省エネルギー対策の推進として地産地消の推進、それと確立、新エネルギーの活用促進として再生可能エネルギーの導入促進、これを図ることとしております。

今後引き続き、市民の皆様、事業者の皆様及び行政による協働の下、再生可能エネルギーの導入促進を図りながら、ゼロカーボンに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） ゼロカーボンに取り組み、そしてまた、市長がいつもおっしゃっています地産地消です。電力も当然ですね。その中において、各国で非常に今この温暖化対策に取り組んでいます。その流れは経済成長と一体化して進めていく必要があるんじゃないかなと。止めれば出ませんが、動かせば出ます。これを一体化して進めていくことが今求められているということらしいです。そして、新型コロナウイルスの感染症の後の落ち込んだ経済、この再生にも大きくつながっていくんじゃないかなというふうに言われております。

課長もおっしゃいましたが、本市が先駆けて取り組む地域創生エネルギービジョン、そしてまた今回策定されましたいちき串木野市第2次環境基本計画の地球環境分野で、本市は日本一環境負荷が低い工業団地を目指していくと書かれております。

市長にお尋ねします。環境と経済の両立を目指し、西薩中核工業団地で生産される食とまちとゼロカー

ボン、このブランドイメージを取り上げて、さらなる経済の発展と環境の完成を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど来、西別府議員がおっしゃっておられますとおり、産業、経済を活性化すればするほど温室効果ガスは増えるんですよね、増加に転じる。その辺の兼ね合いというのは非常に難しいと思うんです。その辺のバランスというのを考えながら、また、同じ経済を発展させていく中で、温室効果ガスの排出が少ない方策を取り入れていく、そういうことが今後どんどん進められていくと思います。

そこで、地球温暖化対策とこの再生エネルギーの導入促進であります。先ほど来、地球温暖化、温室効果ガスを減らすために、いろんな地域での先進地事例やらをたくさん述べられました。要は再生可能エネルギーを増やすことです。そういった面では、さっき長崎の平戸市の例がありましたけれども、人口規模からいってもうちと同じぐらい、海に面しているのも同じぐらい、やっていることは風力発電と太陽光発電です。全く同じです、うちと。うちも現在やっています。日本一で負荷の少ない工業団地もみんなの力でつくっておりますが、風力もあれば太陽光もあります。木質バイオマスでエネルギーをつくろうともしています。そして、グローバルな計画ですけれども、漁協の皆さん方の御理解をいただけたら、洋上風力発電という大きな夢もあります。とてつもないスケールの大きな話ですが、そういった面では、とても地理的に、気候的に、発展可能性、いわゆるポテンシャルといいますか、を秘めたとても好条件の中に本市はある、それを活かさない手はないというふうに私は思っております。

そこで、この地球温暖化につきましては、先ほど来、縷々お述べになられましたとおり、気温の上昇や気候変動による集中豪雨など気象変動のほかにも、水産物や農産物などの食料資源にも大きな影響を与えられていると言われております。アメリカなんかでも、何かトウモロコシがもう作れんようになった、水がなくなるとか、いろんな報道がされております。その原因は温室効果ガスだと言われているわけです。

このため、2050年までの脱炭素社会実現を明記した、先ほどから言っておられますが、改正地球温暖化対策推進法が成立をいたしました。この改正法では、市民の皆さんと市、民間事業者の皆さんと団体が密接に連携をしながら、地域の再生可能エネルギーを活用しつつ脱炭素の取組を進めていく必要があるとしております。それを法律で後押しをするということでもあります。

市といたしましては、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、脱炭素社会の実現に取り組んでおり、今後は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ですね、今度新たに加わった法律、の策定に努めてまいります。

また、第2次環境基本計画に基づき、ごみの減量化、リサイクル、徒歩や自転車の利用促進、緑化活動の促進、環境保全活動の参加など、市民の皆様や民間事業者と連携を図りながら、持続可能な開発目標、SDGsですか、社会の実現、いわゆる脱炭素社会に向けて努力をしてみたいと考えております。

〇11番（西別府 治君） 市長が、今、全てをお話になりました。このことを進めていただければと思っています。

それから、2025ロードマップです。あと4年です。政府はこの4年間で立ち上げていかないといけないと相当な心意気を持っておりますので、4年間ぜひ頑張ってもらって、様々なことを行政一体となつて進めていただけたらと思っています。

これで全ての質問を終わりたいと思います。

〇議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

〇議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会します。
散会 午後2時56分